

平成30年

双葉町議会会議録

第3回定例会

9月6日開会～9月12日閉会

双葉町議会

平成30年第3回双葉町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 日 (9月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため議場に出席した者の職氏名	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
行政報告	5
議案第58号から議案第74号までの一括上程	7
議案第58号から議案第74号までの提案理由の説明	8
監査報告	12
散 会	13

第 2 日 (9月7日)

議事日程	15
出席議員	16
欠席議員	16
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	16
職務のため議場に出席した者の職氏名	16
開 議	17
議事日程の報告	17
一般質問	17

3番 羽山君子君	17
5番 菅野博紀君	20
1番 尾形彰宏君	32
4番 高萩文孝君	39
散 会	44

第 7 日 (9月12日)

議事日程	45
出席議員	46
欠席議員	46
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	46
職務のため議場に出席した者の職氏名	46
開 議	47
議事日程の報告	47
議案第58号の質疑、討論、採決	47
議案第59号の質疑、討論、採決	47
議案第60号の質疑、討論、採決	48
議案第61号の質疑、討論、採決	49
議案第62号の質疑、討論、採決	60
議案第63号の質疑、討論、採決	61
議案第64号の質疑、討論、採決	62
議案第65号の質疑、討論、採決	63
議案第66号の質疑、討論、採決	64
議案第67号の質疑、討論、採決	65
発言の取り消し	68
議案第68号の質疑、討論、採決	69
議案第69号の質疑、討論、採決	71
議案第70号の質疑、討論、採決	72
議案第71号の質疑、討論、採決	73
議案第72号の質疑、討論、採決	74
議案第73号の質疑、討論、採決	76
議案第74号の質疑、討論、採決	77
議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件	78

議員派遣の件	78
閉 会	79

9 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

30 双葉町告示第30号

平成30年第3回双葉町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成30年8月17日

双葉町長 伊 澤 史 朗

1. 期 日 平成30年9月6日（木）
午前10時

2. 場 所 双葉町役場いわき事務所 2階大会議室

○応招・不応招議員

○応招議員（8名）

1番 尾形彰宏君
3番 羽山君子君
5番 菅野博紀君
7番 岩本久人君

2番 石田翼君
4番 高萩文孝君
6番 清川泰弘君
8番 佐々木清一君

○不応招議員（なし）

平成30年第3回双葉町議会定例会議事日程（第1号）

平成30年9月6日（木曜日）午前10時開会

開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告 監査・検査結果報告
双葉地方広域市町村圏組合議会報告
双葉地方水道企業団議会報告
- 日程第4 行政報告
- 日程第5 議案第58号 町道路線の廃止について
- 日程第6 議案第59号 町道路線の認定について
- 日程第7 議案第60号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第8 議案第61号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第9 議案第62号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第63号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 議案第64号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第12 議案第65号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第13 議案第66号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第14 議案第67号 平成29年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第15 議案第68号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第69号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第70号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第18 議案第71号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第19 議案第72号 平成29年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第20 議案第73号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第21 議案第74号 双葉町教育委員会委員の任命について

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開会の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただいまから平成30年第3回双葉町議会定例会を開会します。

（午前10時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木清一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、6番、清川泰弘君、7番、岩本久人君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木清一君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、8月30日開催の議会運営委員会でご審議をいただき、本日から9月12日までの7日間とすることにご報告をいただきました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から12日までの7日間に決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木清一君） 日程第3、諸般の報告を行います。

監査・検査結果の報告、双葉地方広域市町村圏組合議会の報告、双葉地方水道企業団議会の報告をします。

お手元に配付した報告書、議決書の写しをもって報告にかえさせていただきます。ご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（佐々木清一君） 日程第4、行政報告を行います。

町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。平成30年第3回双葉町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変お忙しい中ご出席を賜り、まことにありがとうございます。

6月定例会以降の行政経過についてご報告いたします。

6月23日、いわき市の復興公営住宅勿来酒井団地において、双葉町商工会を中心とした実行委員会により「復興公営住宅勿来酒井団地オープニングイベント」が開催されました。巨大ダルマ引きや、双葉町といわき市の伝統芸能の発表なども行われ、多くのいわき市民、双葉町民の方々が会場を訪れ、交流を深めました。

7月1日、浪江町、広野町を会場に、平成30年度双葉郡スポーツ交流大会が開催されました。双葉町からは野球、バレーボール、剣道、グラウンドゴルフ競技に出場し、バレーボールは優勝、野球は準優勝と見事な成績をおさめられました。選手の皆さんの元気いっぱいのプレーに大変勇気づけられたところでもあります。

7月2日、平成31年度国の概算要求に向けた要望活動を行いました。特に、被害実態に即した賠償と町民の生活再建支援の実施、避難者に対する高速道路の無料措置の一括延長、医療費一部負担金などの減免の継続に加えて、復興財源と国の支援体制の長期的な確保などについて、復興庁を初め、関係省庁へ強く要望いたしました。

7月15日、16日には、栃木県那須町で、将来の双葉町を担う小・中・高校生の再会の機会と、児童生徒同士及び保護者同士のつながりときずなの維持発展のため、「集まれ！ふたばっ子2018」を開催し、交流を深めました。全国各地から多数の小・中・高校生と保護者の皆さんが参加され、体験活動やレクリエーション、花火鑑賞を行い、また前沢女宝財踊り保存会による伝統芸能が披露されるなど、参加された皆さんは楽しい交流の時間を過ごされました。

7月28日から30日にかけて、国指定重要無形民俗文化財「相馬野馬追」が南相馬市で盛大に開催されました。今年は、震災後8年ぶりに浪江町内において標葉郷の出陣式が行われました。双葉町騎馬会からは7騎の騎馬武者が出陣し、五郷の騎馬武者とともに雲雀ヶ原祭場地向けて進軍し、甲冑競馬、神旗争奪戦などに参加し、無事に凱旋いたしました。

また、7月28日から30日の3日間、京都府の京丹波町から松本和久教育長を初め、中・高校生代表の生徒8人を含む計15人がいわき市の町立学校仮設校舎などを訪れ、「京丹波町・双葉町子ども交流事業」を実施いたしました。28日は、京丹波町の生徒たちが復興の願いを込めて作成した双葉ダルマの切り絵はがきの贈呈を受けた後、双葉町の現状や復興について意見交換を行いました。29日には双葉中学校の生徒6人と合流し、相馬野馬追、アクアマリンふくしまを見学し交流を深めました。30日には、特別養護老人ホームせんだんを訪問し、入所者と折り紙笠づくりで交流いたしました。今後も

交流事業を継続させていく考えであります。

8月3日から8月10日まで、「双葉町生徒海外派遣事業」を実施しました。今年度は高校生2名、中学生7名の計9名が参加しました。生徒たちは、ニュージーランドでホームステイを通して自然や文化に触れ、オーストラリアではシドニー大学で大学創設の由来や沿革について説明を受け、考古学博物館や歴史的建造物などを見学するなど、さまざまな経験を積んで見聞を広めてまいりました。

8月5日、双葉駅西側地区生活拠点整備に係る事業及び用地物件補償説明会を郡山市といわき市で開催しました。両会場合わせて90人の方々に参加いただきました。事業の整備計画やスケジュール、土地、物件補償などについて説明いたしました。

また、同日、第71回福島県総合体育大会県民スポーツ相双地域大会が新地町で開催されました。双葉町からは9人制バレーボールと壮年ソフトボールに出場し、9人制バレーボールは第3位、壮年ソフトボールはBブロック第4位という成績をおさめられました。

8月6日、常磐線双葉駅橋上化及び自由通路新設工事に係る起工式を現地でとり行いました。当日は、吉野正芳復興大臣を初め、国県、町、工事関係者の皆様にご列席をいただき、本工事が安全に施工されるよう祈願いたしました。双葉駅は、特定復興再生拠点の中核となるものであり、常磐線の全線開通に合わせ平成32年3月末までに完成させる予定です。

8月24日、まちづくり会社の設立に向けた取り組みとして、町民を中心とした委員で構成する「まちづくり会社設立検討委員会」を開催し、復興に向けた町の取り組み状況とまちづくり会社が担う想定事業内容などについて意見交換を行いました。

8月25日、双葉地方広域市町村圏組合消防本部の浪江消防署の開署式が行われました。7月の富岡消防署の開署に続き、双葉町を所轄する消防署の本格的な運用開始により、地域住民の安全・安心で資する消防救急体制が整備され、住民の帰還促進につながることを期待されます。

8月28日、いわき事務所において、中野地区復興産業拠点への進出第1号となる株式会社アルメディオと企業立地協定締結式を行いました。引き続き、企業立地協定の締結に向け詳細協議を行ってまいります。

最後に、本定例会に提案いたしました案件について申し上げます。町道路線の認定が1件、町道路線の廃止が1件、条例の一部改正が1件、平成30年度補正予算（案）が6件、平成29年度決算の認定が7件、委員の任命が1件、合わせて17件となりますので、慎重なるご審議をいただき、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（佐々木清一君） これで行政報告を終わります。

◎議案第58号から議案第74号までの一括上程

○議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第58号から日程第21、議案第74号までを一括上程したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議案第58号から議案第74号までを一括上程いたします。

◎議案第58号から議案第74号までの提案理由の説明

○議長(佐々木清一君) 議案第58号から議案第74号までの提案理由の説明を求めます。

町長、伊澤史朗君。

(町長 伊澤史朗君登壇)

○町長(伊澤史朗君) 議案第58号 町道路線の廃止についてであります。中野地区復興産業拠点整備に係る町道路線を整理するため、道路法第10条第1項の規定に基づき廃止するものです。

議案第59号 町道路線の認定についてであります。中野地区復興産業拠点整備に係る道路を、道路法第8条第1項の規定に基づき町道路線に認定するものです。

議案第60号 双葉町営住宅条例の一部改正についてであります。東日本大震災に伴う建物被害調査結果及び建物の経年劣化を踏まえ、町営住宅として維持管理の継続が困難であるとの判断から、大畑住宅並びに町西住宅の用途を廃止し、双葉町営住宅条例の別表から削除するため改正するものです。

議案第61号 平成30年度双葉町一般会計補正予算(第3号)についてであります。歳入歳出それぞれ107億4,212万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は257億3,511万2,000円となります。

歳入の主なものについて申し上げます。地方交付税は、震災復興特別交付税などの増により13億388万1,000円を追加いたしました。国庫支出金は、自立・帰還支援雇用創出企業立地補助金や福島再生加速化交付金などの増により56億2,914万8,000円を追加いたしました。県支出金は、個人県民税取扱費交付金や営農再開支援事業補助金などの増により4,896万1,000円を追加いたしました。財産収入は、中間貯蔵施設用地の財産貸付収入、土地売払収入の増により9,878万7,000円を追加いたしました。繰入金は、特別会計繰入金を初め、産業交流センター整備事業や双葉駅西地区復興拠点整備事業の財源として福島再生加速化交付金基金繰入金など32億4,754万円の追加をいたしました。繰越金は、前年度繰越金として3億9,541万1,000円を追加いたしました。諸収入は、中間貯蔵施設用地の物件補償費などの増により1,648万4,000円を追加いたしました。

次に、歳出の主なものについて申し上げます。総務費は、産業交流センター整備事業や双葉駅西地区復興拠点整備事業の増などにより45億8,982万円を追加いたしました。民生費は、障害者自立支援システム改修業務委託料などの増により3,201万円を追加いたしました。衛生費は、寺内前霊園物故者名掲示板等設置工事や双葉地方水道企業団への資本的事業負担金などの増により2,542万円を追加いたしました。農林水産業費は、営農再開ビジョン策定業務委託料などの増により2,102万6,000円を追加いたしました。土木費は、橋梁点検業務委託料などの増により1,026万5,000円を追加いたしました。災害復旧費は、町道羽竜迫線の災害復旧測量設計業務委託料の増により1,900万円を追加いたし

ました。諸支出金は、財政調整基金や公共施設整備基金、福島再生加速化交付金基金などへの積立金のほか、土地開発基金からの土地取得費の計上により58億8,660万8,000円の追加となりました。

また、継続費については2事業を計上いたしました。産業交流センター整備事業は、平成30年度から平成32年度までの総額35億4,960万2,000円を設定いたしました。双葉駅西地区住宅団地整備事業業務委託料（第一地区分）は、平成30年度から平成33年度までの総額107億2,624万9,000円を設定いたしました。

議案第62号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ3,801万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は13億2,489万7,000円となります。

歳入は、繰入金が国民健康保険財政運営基金繰入金など589万6,000円の追加、繰越金が前年度繰越金3,212万2,000円を追加いたしました。

歳出は、総務費が人件費61万1,000円の減額、諸支出金が国などへの返還金3,863万2,000円を追加いたしました。

議案第63号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ105万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は2億4,563万円となります。

歳入は、一般会計からの繰入金41万8,000円の追加、繰越金が前年度繰越金64万円を追加いたしました。

歳出は、下水道総務費の人件費41万8,000円などを追加いたしました。

議案第64号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ179万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額は36万6,000円となります。

歳入は、土地使用料179万8,000円を減額いたしました。

歳出は、一般会計繰出金179万8,000円を減額いたしました。

議案第65号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ1億762万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額は11億7,574万円となります。

歳入は、国庫支出金35万円、財産収入2万7,000円、繰入金46万3,000円、繰越金1億678万3,000円をそれぞれ追加いたしました。

歳出は、総務費が介護認定審査会運営費負担金など81万3,000円、保険給付費が介護予防サービス計画給付費の増により200万円、基金積立金が介護給付費準備基金への積立金として3,002万7,000円、諸支出金が国などへの返還金5,166万2,000円をそれぞれ追加いたしました。

議案第66号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてであります、歳入歳出それぞれ4,735万5,000円を減額し、歳入歳出予算総額は5,552万1,000円となります。

歳入は、後期高齢者医療保険料が保険料の減免により5,467万3,000円の減額、繰入金が前年度繰越金749万3,000円を追加いたしました。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が保険料減免により5,467万4,000円の減額、諸支出金が一

般会計繰入金で749万4,000円を追加いたしました。

議案第67号 平成29年度双葉町一般会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町一般会計決算額は、歳入総額189億2,282万2,000円、歳出総額181億8,189万1,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は7億4,093万1,000円となり、翌年度に繰り越すべき財源2億4,551万9,000円を差し引いた実質収支は4億9,541万2,000円となりました。前年度と比較し、歳入が80億5,391万4,000円の増、歳出が79億4,131万7,000円の増となりました。

歳入の決算概要について申し上げます。

町税は11億3,527万8,000円で、固定資産税などの増により、前年度から9,066万円の増となりました。

地方交付税は17億3,206万3,000円で、震災復興特別交付税の増により、前年度から1億3,088万2,000円の増となりました。

国庫支出金は91億7,047万1,000円で、福島再生加速化交付金などの増により、前年度から80億7,103万4,000円の増となりました。

県支出金は14億1,664万1,000円で、福島県中間貯蔵施設立地町地域振興交付金などの減により、前年度から17億5,972万6,000円の減となりました。

繰入金は43億9,617万9,000円で、中間貯蔵施設立地町地域振興交付金基金や福島再生加速化交付金などの基金からの繰り入れを行い、各種事務事業の財源として充当いたしました。

次に、歳出の決算概要について性質別に申し上げます。

義務的経費は14億3,802万9,000円で、人件費などの増により、前年度から1,455万4,000円の増となりました。

投資的経費は21億2,409万6,000円で、中野地区復興産業拠点の用地取得費や常磐自動車道追加インターチェンジ整備事業費などの増により、前年度から14億9,328万4,000円の増となりました。

その他の経費は146億1,976万6,000円で、前年度から64億3,347万9,000円の増となりました。その他の経費のうち、補助費等は27億4,685万円で、生活サポート補助金の増などにより、前年度から3億3,067万5,000円の増となりました。また、積立金は、中野地区復興産業拠点整備事業の財源として福島再生加速化交付金基金へ積み立てしたことなどにより、前年度から61億2,045万7,000円増の97億3,714万7,000円となりました。

議案第68号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町国民健康保険特別会計決算額は、歳入総額15億9,230万7,000円、歳出総額15億6,018万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は3,212万4,000円となりました。

歳入は、国庫支出金が7億7,870万6,000円で、歳入総額の48.9%を占めており、次いで共同事業交付金が3億6,228万5,000円、前期高齢者交付金が1億8,389万7,000円となっております。また、保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金は8,903万7,000円で、前年度と比較すると835万円の減と

なりました。

歳出は、保険給付費が9億4,251万3,000円で、歳出総額の60.4%を占めており、次いで共同事業拠出金が3億896万2,000円、後期高齢者支援金等が1億3,296万8,000円となっております。保険給付費を前年度と比較すると209万1,000円の減となっており、被保険者1人当たりの保険給付費の支出額は40万9,967円で、前年度と比較して1万4,073円の増となっております。

議案第69号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計決算額は歳入歳出総額ともに463万円となりました。

歳入は、全て一般会計からの繰入金となっております。

歳出は、公有林整備事業費の森林国営保険料が67万5,000円、公債費が公有林整備事業元利償還金395万5,000円となっております。

議案第70号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計決算額は、歳入総額2億6,023万8,000円、歳出総額2億3,449万8,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支は2,574万円となり、翌年度に繰り越すべき財源2,500万円を差し引いた実質収支は74万円となりました。

歳入は、一般会計からの繰入金が2億1,890万7,000円、諸収入が原子力損害賠償金の収入により3,874万8,000円となっております。

歳出は、公共下水道事業費が2,158万5,000円、公債費が下水道事業債元利償還金2億1,291万3,000円となっております。

議案第71号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算額は、歳入総額216万5,000円、歳出総額203万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は13万2,000円となりました。

歳入は、土地使用料203万3,000円、繰越金13万2,000円となっております。

歳出は、全額一般会計への繰出金となっております。

議案第72号 平成29年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町介護保険特別会計決算額は、歳入総額11億7,430万7,000円、歳出総額10億6,742万3,000円で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は1億688万4,000円となりました。

歳入は、災害臨時特例補助金など国庫支出金が5億3,009万2,000円、支払基金交付金が2億5,546万円、県支出金が1億4,680万円、一般会計からの繰入金が1億4,408万9,000円となっております。

歳出は、保険給付費が8億7,284万6,000円で、前年度から2,014万6,000円の増となっており、歳出総額の81.8%を占めており、次いで地域支援事業費が7,776万8,000円、基金積立金が7,005万6,000円、国への返還金など諸支出金が2,173万円となっております。

議案第73号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてであります。平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算額は、歳入総額で4,116万8,000円、歳出総額3,367万3,000円

で、歳入総額から歳出総額を差し引いた形式収支及び実質収支は749万5,000円となりました。

歳入は、後期高齢者医療保険基盤安定繰入金など一般会計からの繰入金金が2,424万8,000円で、歳入総額の58.9%を占めており、次いで諸収入が852万3,000円、繰越金が839万8,000円となっております。

歳出は、後期高齢者医療広域連合納付金が1,923万円で、歳出総額の57.1%を占めており、次いで諸支出金が839万8,000円、総務費が381万6,000円、保健事業費が223万1,000円となっております。

議案第74号 双葉町教育委員会委員の任命についてであります。谷津田尊之委員が9月30日をもって任期が満了となります。谷津田委員は、教育委員として1期4年間務められ、双葉町教育行政の進展に大きく寄与されました。改選期に当たり、谷津田尊之氏の再任をお願いするものです。

谷津田尊之氏は、民間企業に勤務されており、その指導力と判断力にすぐれています。また、教育並びに文化、スポーツなどにも識見を持ち、適任者であると考えますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、教育委員として任命するため議会の同意を求めるものであります。

以上、提案しました議案についてご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 提案理由の説明を終わります。

◎監査報告

○議長（佐々木清一君） ここで監査委員の報告を求めますが、事前に審査意見書を配付しておりますので、重点的な報告にとどめたいとの申し出がありました。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 異議なしと認めます。

監査委員、石川雄彦君。

（監査委員 石川雄彦君登壇）

○監査委員（石川雄彦君） おはようございます。監査委員の石川です。総合審査意見での重点的な部分について述べさせていただきます。

まず、財務健全化指数のうち、実質公債費比率は3カ年平均で8.8%、前年度より1.0ポイント改善され、早期健全化基準の25%を大幅に下回っている現状にあります。

また、基金については、今後とも適切かつ効率的な運用に努めていただきたいと思います。

それと、復興庁は復興・創生期間を平成32年度までとしており、これにより、財源確保ができなくなれば、これまでと同様の事業継続は困難です。国、県への要望の継続と並行し、将来を見据えた自主財源の確保、事業見直し等の検討を進める時期に来ていると思われまますので、検討方お願いをいたしまして、監査意見といたします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 監査委員の報告を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時35分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

平成30年第3回双葉町議会定例会議事日程（第2号）

平成30年9月7日（金曜日）午前9時開議

開 議

日程第1 一般質問

3番 羽 山 君 子 君

5番 菅 野 博 紀 君

1番 尾 形 彰 宏 君

4番 高 萩 文 孝 君

散 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎一般質問

○議長（佐々木清一君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順位に従って行いたいと思います。

通告順位1番、議席番号3番、羽山君子君の一般質問を許可いたします。

3番、羽山君子君。

（3番 羽山君子君登壇）

○3番（羽山君子君） おはようございます。議席番号3番、通告番号1番、ただいま議長より一般質問の許可をいただきましたので、質問させていただきます。

1番、農地の除染について。原発事故から7年半経過しても土壌の放射線は8,000ベクレル以上を超えています。町は、農地全体の除染についてどのような取り組みをするのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） おはようございます。議席3番、羽山君子議員の質問にお答えいたします。

1、農地の除染について。町は農地全体の除染についてどのような取り組みをするのかとのおたただしですが、農業の再生は、町として重要な課題と考えており、特定復興再生拠点内の農地の除染を最優先に考えております。一方、除染した後の農地の保全管理が行われず、もとの荒廃した農地に戻ることも心配されます。そのために、除染した後、営農再開までの期間の農地を保全管理する組織づくりが重要な課題であり、この課題を解消するために、該当する地域の農業者の方々と営農を再開するための諸問題等も含めて話し合いを始めました。今後は、この話し合いを実施していない地域の農業者の方々と協議の場を設けるなど、農地の除染を推進してまいります。

また、農地除染の実施については、早期に取り組むよう国へ要望してまいります。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 今、町長は、特定復興再生事業とか中野地区とかのことについてお話しされてはいますが、と同時にそれ以外の農地、双葉町全体を考えたときの農地についても除染をして

耕作できるようにするのが普通だと思うのです。その原子力災害を起こした当事者です。やっぱり私たちは、それでなかったらいろんな農作物を植え、生活もできたはずですので、もとに戻して初めて、皆さんどうですかというのが、私からすれば正常な流れではないかと思います。国でも今お話しされているように、今お話ししましたけれども、やっぱり創生期間も2020年までとか、今結構災害も多くなってきましたので、こういった面でやはり事業以外の場所もきちんとされていかないと、町民も戻っていかないのではないか。双葉町に戻すということで国が政策をとっているわけですから、戻って農地を再開するしないにしても、きちんとした今までどおりの震災前のおりまではいかなくても、やはりそれに近いようなことをしていかないと、皆さん戻っていかないのではないかと思うので、やはり災害も多い復興創生期間もあと32年まで。そんなときにやはり財源の確保です。それは、ぜひ特定復興再生事業と同時くらいに、その以外の土地の農地についても再生できるような財源の確保、それをしていただきたいと思います。

というのは、この前、今度31年度の要望書の中にも、少しは見せていただきましたけれども、書いてはありますけれども、これ強く要望しないと、国は戻れ戻れと言っても、なかなかそういう面で行ってではキュウリ植えてこようとか、野菜植えてこようかといっても何にもない。もう本当にあと5年3年たったら山林になる状態の中で、皆さん戻ってくださいといっても無理なので、ぜひその辺のことを同時進行ということを私は強くお願いしたいと思っています。それも国のほうに要望していただいて、なるべく早い予算の確保をお願いして進めていただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、2番に移りたいと思います。2番、特定復興再生拠点整備事業に係る用地取得及び物件補償について。事業の用地取得価格及び物件補償基準は、中間貯蔵施設整備事業の単価及び基準と同一か。また、違いはあるのか。違いがある場合は、その理由をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、特定復興再生拠点整備事業に係る用地取得及び物件補償について。事業用地取得単価及び物件補償基準は、中間貯蔵施設整備事業の単価及び基準と同一かとのおたただしですが、中間貯蔵施設整備事業に係る用地取得単価と特定復興再生拠点整備事業に係る用地取得単価は、両事業の土地の所在箇所や条件が異なるため必ずしも同一価格とはなりません。なお、公共事業による土地買収価格については、契約時点における社会情勢及び近隣地域の土地取引事例価格や不動産鑑定士の鑑定価格などをもとに決定しており、土地買収価格決定に係る基本的な算定基準については、どちらも同じです。

また、物件補償額の算定に当たっては、国、町ともに用地対策連絡協議会の公共用地の取得に伴う損失補償基準を使用しており、中間貯蔵施設整備事業と特定復興再生拠点整備事業では、契約時点が違いため経年変化等による差異は生じるものの、基準及び単価は同一のものを適用しております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) その整備事業に当たって、避難して何かとご苦労されております。皆さん他県とかいろいろなところに避難しておりますので、避難してご苦労されている皆様に対して、やっぱり町としても不利益とならないような配慮をお願いいたします。後でいろいろな町民からのご指摘など、できれば少ないようお願いして、2番は終わりで、3番にさせていただきます。

3番、国に対する要望について。町民は長期避難生活を強いられて疲弊し切っています。町は、国に対しいろいろな要望を行っていますが、町民の生活支援に対する要望は行っているのか。行っている場合、要望内容と回答内容をお伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 3、国に対する要望について。国に対する町民の生活支援に関する要望内容と回答内容についてのおただしですが、これまでも国の新年度に概算要求時期や、その他いろいろな機会を捉えて要望活動を行ってきておりますが、本年は去る7月2日に双葉町の復興に向けたさまざまな課題について中央要望を行い、吉野復興大臣を初め多くの政務の方々直接向望書を手渡しし、町の厳しい現状と復興に向けた課題について説明いたしました。

おただしの町民の皆さんの生活支援についても、避難者に対する高速道路の無料措置の延長や医療費等の減免措置の継続など、引き続きの充実を強く求めており、要望に対する回答については、その際対応いただいた方々から、町の現状と要望内容について一定のご理解をいただいたと考えております。

○議長(佐々木清一君) 3番、羽山君子君。

○3番(羽山君子君) 国に対する要望書を私も見させていただきましたけれども、何かインフラばかりがちょっと目につくような気がしてならないのです。確かに町も高速道路や医療費の無料などで頑張っている面は認められるのですが、今避難して一番困る、やはり生活支援です。そういうことが、確かにこの要望書の中には書かれておりました。でも、それだけでは国は納得できないのかなど。何かもっと別な案を考えていただいて、私から言えば精神的な慰謝料です。そういうものをいただかないと、帰還困難区域とよその区域との区別というのはどこにあるのかなど。確かに医療費の無料と高速道路の無料はただになっています。だけれども、それ以外に帰還困難者は帰れないわけです。よそは帰って畑を植えて、大根でもキュウリでも、例えば米でも持ってこれる。でも、私たちは持ってこれない地域だし、あの山、田んぼが山になったり畑が山になったりしているのを見ていて、どんなことをしても帰れないし、お金も必要なのです。だから、私はそれがこれから先そういう生活が何年続くかわからないので、7年と6カ月ぐらい過ぎましたけれども、やはりそれではこれから先どんな生活するのと思うのです。確かに年金もあります。でも皆さん国民年金、農家の方は国民年金ですので、低いです。今までもらったお金があるだろうと言われても、600万円と700万円と1,300万円を、だから例えば7年5カ月で割るとすれば百何万円なのです、1年というのは。そんなので生活できますか。だから、せめて帰還困難区域という特別な地域なわけです。だから、やはりこれは精神的

な10万円というのは、私はぜひ町として、町長にお願いして、10万円でなくても結構でございますので、かち取って、皆さんの生活の足しにできるような何か施策を考えていただきたいと思っています。これから先、本当に何年続くかわからない。30年あります、30年で廃炉完了なんていっても、その先もわからない。まして今言っている、前話しました土地も、いつ除染してきちんと帰れるようにするのもわからないような状態、もう先が見えないような状態の中で、どんなして生活していくのと考えたら、これぜひ町長に国に行ったときに再度、何度も強く要望していただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

では、4番に移ります。中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。交付金は、使途について自由度が高いと言われていますが、これまでに何に幾ら使われたのか、支出の明細と直近の残高をお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金について。これまでの中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金の使途と基金の現在高についてのおたただしですが、平成27年3月に環境省から中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金389億円が交付されました。町では、交付された389億円を中間貯蔵施設整備等影響緩和交付金基金に積み立てをし、これまで生活サポート補助金事業と勿来酒井団地商業施設初期投資補助金事業の2事業の財源として基金の取り崩しを行ってまいりました。事業別の基金取り崩し額を申し上げますと、生活サポート補助金事業は、平成27年度から平成29年度までの3カ年で9億1,550万2,561円、勿来酒井団地商業施設初期投資補助金事業は、平成29年度に平成30年度への繰り越し財源として2,250万円を取り崩しており、平成30年3月31日現在で、総額9億3,800万2,561円の基金取り崩し額となっております。また、平成30年3月31日現在の当該基金の現在高は、前述の交付金額と基金取り崩し額に基金運用利子1億1,268万1,586円を加えた380億7,467万9,025円となっております。

○議長（佐々木清一君） 3番、羽山君子君。

○3番（羽山君子君） 30年で使わなくてはならない389億円ですので、やはり残高少しでも残っているのが楽しみなので、これから30年使っていくわけですから、町民のための政策のために大切に使用していただきたいと思っております。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位2番、議席番号5番、菅野博紀君の一般質問を許可いたします。

5番、菅野博紀君。

（5番 菅野博紀君登壇）

○5番（菅野博紀君） おはようございます。通告番号2番、議席番号5番、菅野博紀、ただいま議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に従い一般質問をさせていただきたいと思っております。

まず1番目、双葉町復興について。双葉町として復興の拠点をつくるために、土地の鑑定を不動産

鑑定士に依頼し、買い取り価格を決定しているようですが、その価格に問題はないのかをお伺いいたします。

また、これまで土地を買い取る際、地権者に重要事項の説明をしていないようですが、町西地区も同様の取り扱いとするのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 5番、菅野博紀議員の質問にお答えいたします。

1、双葉町復興について。町の土地取得価格に問題はないのか。また、駅西地区用地交渉時の重要事項説明についてのおただしですが、公共事業による土地買収価格については、社会情勢及び近隣地域の土地取引事例価格や不動産鑑定士の鑑定価格などをもとに決定することが一般的であり、町においても不動産鑑定士の鑑定価格などをもとに、公共用地の取得及び処分に関する価格審査委員会において審議の上、適正に決定しております。

次に、重要事項の説明については、これまで町では公共事業用地の地権者の皆様に、契約の目的、土地代金や建物等の補償金、相続、権利関係、補償費等の支払い、土地の引き渡し、税金・年金関係等に係る留意事項を重要事項説明書により説明してきており、中野地区でも、契約に当たっては重要事項を説明し、地権者の皆様から確認をいただいております。今後、駅西地区においても同様に重要事項を説明してまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 先ほど同僚議員の質問にもいろいろちょっと気になることがいっぱいありました。あと、行政報告の中でもこれに関して触れていますが、重要事項とは何でしょう。重要事項というのは、我々の双葉町の土地というのは、今までない、普通に入れない地域になっているのです。今法律でも原賠法の中で、何条だかというのは忘れてしまいましたけれども、内閣総理大臣の許可がないと入れないです。そういう地域にされた中で、不動産鑑定士を双葉町は頼んでいます。その価格は100%ではない。原子力発電所の事故の影響により帰還困難区域は通常の50%である。それによって50%で今中間貯蔵施設50%、それは環境省で出してくれるお金、逆にその半分の50%を県のほうがお見舞い金として出しているのです。それで100%に合わせていますよね、不動産鑑定士の価格に。

では、中野地区はどうなるのですか。これは平等性に欠けています。例えばそれに関しては100%になっているから、中間貯蔵施設の部分に関しては、それはしようがないと。だけれどもこういうふうになっていますよという説明は必要です。町の審査委員会とか等々言いますけれども、普通不動産鑑定士が出した価格が基準になるわけです。それで、自分たちの思いどおりにならないければ、そういう委員会とか何とかという二枚舌みたいなことは使わないでもらいたいのです。ちゃんと説明していないのです。中野地区は帰還困難区域ではないので、普通に準備区域も解除、いつでも入れる地域になっています。でも、不動産鑑定士から見ればマイナス21%なのです。それはマイナス21%で町は買

い取っているわけです。何でそういう説明しないのですか。原因者がいるにもかかわらず、町は町民の財産を扱う、買い取る、何するという、そういう説明していないですよ。

また、郡山地区では駅西で私も行きました。駅西地区は、あそこら辺は帰還困難区域です。不動産鑑定士は50%の鑑定を出しています、100%ではないです。なんでその50%が引かれるのかというのは、原子力事故の影響により帰還困難区域であるために50%ですよ。町でその中野地区に合わせるために、町のお金を29%出すわけです。パーセンテージで話すれば、50%プラス29%町で出すわけです。その財源どこなのか。重要事項は、それだけを言うのですか。自分たちの土地を町ですよ、自分たちは町民、町民がいての町なのです。町民をだますような話になりませんか。郡山市の説明会でそれをちょっと質問したときに、皆さん残って、町長たちはみんな帰ったかもしれないですけども、何でそういうことを説明しないのだ、町はと。一応中野地区の人にも聞いたのです。こういう説明ありましたかと。不動産鑑定士が21%差し引いた鑑定になりますよということを、町はわかっている説明しないで買っているのです。それが重要事項説明しましたということになるのですか。特殊性のある場所です。何で県はそこだけをあれするのですか。自分たちでやってもらうからと双葉町全体が迷惑しているのです。今先ほど言った中間貯蔵影響緩和交付金、これは全額双葉町にいただいているわけではありません。全体でいうと3,010億円、2,000億円ぐらいは県で持っていますよね。そういうものこそ100%に使うために県、もしくは東京電力にちゃんと、何で話し合っただけでそういうことをやらないのですか。片や100%で売れるし、片や79%で売れるしと、何でそんなに差が出てくるのですか。その時々合ったといえ、もっとも周りの土地は、当町の隣接の福島県内全体で言えば、もう土地は上がっているのです。その中で悪条件をもらっているにもかかわらず、その手当てをしないというのはどういうことなのか、ちょっと町長、お答えください。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、中間貯蔵施設の地権者、5平方キロメートル内にある住民の皆さんの土地に関しては、県の交付金ということで、原子力災害等で土地価格が平成23年当時から比べると50%減額というのは、これは皆さんご存じのとおりであります。一方で、その部分を補てんをするというか、当然事故を起こした原因者がいるわけですから、そういったものの原因で、地権者の人たちに責任があるわけではないということで、大熊町と連携をしながら国、県に交渉をして、県のほうから交付金充当ということで対応していただいた事実のとおりであります。

一方、町の公共事業、中野地区であったり今回の駅西地区であったり、そういったものに関しても、当然議員のおっしゃるとおり、土地価格の減額に関しては、ゼロに戻すのが妥当だというお話は、十分私も思っているところでありますが、一方で公共事業での価格設定、また先ほど申し上げましたような、いろいろな専門的な人たちのそういうふうな判断を勘案して、今回このような価格設定というふうな形になりました。

中身の詳しい詳細につきましては、建設課長のほうに説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） ただいまの菅野議員のご質問に対してご説明いたします。

公共事業の用地単価は、契約時点における正常な取引価格により補償いたします。震災原発事故により市場の需給も少なく、課税評価額もかなり低い水準で現在の避難指示区域の土地の価格は低いものとなっております。原発事故等格差修正率は、復旧復興の度合い、避難指示解除までの土地利用の制限の期間、需給の回復程度を土地価格に加味するものに使用する修正率でありまして、算出には不動産鑑定士の専門的な知見によるものでございまして、あくまでも鑑定に使用する多くの補正率の一つであり、それにより算定された価格を示し、地権者の方のご理解をいただいているということでございますので、ご理解のほどをよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ご理解という言葉やめてもらえますか。ご理解できないから質問しているのです。調べてきて、ご理解できないから、町長、質問しているのです。人の財産です。行政、双葉町要らないのではないですか。町民の生命、財産を守るというのが行政の役割ではないですか。今、双葉町がやっていることは、全然違うくないですか。これこういうので電話もらって言われたときあるのです。「双葉町は、町長も議員も要らない」と。「おまえは何やっているんだ」と。そういう言葉を町長は町政懇談会でも何でもあったときに、いろんな質問持ち帰って、持っていかないのです。だから、それがしわ寄せが全部来るのですよ、こっちに。何で答えられないことをするのですか。一般質問でご理解くださいって、理解できないから僕は質問しているのです。これは、双葉町として行政として、行政は何のためにあるか、町民の生命、財産を守るためにあるのです。だからこそこれを質問しているのです。

片や100%で買ってもらったところ、片や何の補助もなく、中野地区みたいに。買っている人。また、駅西になると町で今度お金出します。不動産鑑定士が一つの材料だというのだったら最初からやらなければいいではないですか。これはさっき言ったではないですか。ずっと前の答弁でも言っています。双葉町の土地というのは、津波被害があったところにはうちは建てられない、工場は建てられない、建物が建てられないわけです。そうすると、建てられる地域が狭まる、イコール高いところとかそういうところは、土地を買う人が出てくれば、要は費用対効果というものができて土地の値段が上がるわけです。今、双葉町の現状はどうですか。帰還困難区域です。売り買いできても賠償とか何とかというのをなるべくさせないようにしているではないですか。先ほども言いましたよね。最近ですよ、法律できたの、原賠法で。そういう立ち入りに関して、前は法律的なものがないものを国はつくってきているのです。売りたいくても売れない土地にしたのは誰ですかと。例えば町長、これやる前に21%、例えば中野地区の21%は東京電力で出してくださいと、原因者なんだから何で言わないのですか。駅西のあれを何で50%は賠償として出してくれないのですかと言えないのですか。そういう

話を決められないのですか。全然町長、町民の財産なんか守っていないではないですか。双葉の町民は、本当に震災というよりも原子力事故によって非常に苦しい避難生活を送らなくてはならない状況に来て、また財産までそういうふうにしなくてはならないのですか。それが町長の方針であるというのであれば、それはしようがないです。まずもってそれが町長の考えであるというのだったら、絶対ついていけないし。そこら辺加味してちょっと答えてください。

それで、重要事項というのは、その土地に対して重要な事項を説明しなくてはならないのです。だから鑑定士使ったら鑑定士の意見書みたいの出ているわけではないのですか。それを何で伝えないのですか。それこそ法律違反ではないですか。重要な事項ではないのですか、今までなかったことです。これが重要事項に当たらずに何が重要事項に当たるのですか。年金、税金、何とかなんてわかりますけれども、5,000万円以上いかなければ税金かからないよとか何とかというのは、ある程度わかります。だけれども、これ自体が不動産の価格に対して重要な事項ではないのですか。その重さというのは、今まで事例がないのだから町長次第なのです、こういう事業をやっているということ自体が。それちょっと答えてもらえますか。これ本当再々質問なので、変な答弁されると困るので、重要な事項だし、その補てんは誰がするのですか。双葉町民がしなくてはならないものなのですかということを行っているのです。ちょっと変な答弁ではなくてちゃんとした、100%の事例があるので、県が出したろうが誰が出したろうが。だから、中野地区の人たちには全然何もしない。駅西にはでは29%だけ出してあげますよと。それはちょっとおかしくないですか。自分でよく考えて答弁していただけますか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほどのようなおたただしの中で、中野地区においても不動産鑑定士は同指針に基づき鑑定評価を行っており、町ではこれをもとに買収価格を決定していることから、重要事項説明書に、土地価格は近隣の正常な取引価格、地価公示価格、不動産鑑定士の鑑定価格などとともに現況評価により算定しますと記載し、地権者の皆様に説明の上、買収価格を提示しております。一方、公共事業において重要事項説明書は、必ず提示しなければならないものではありませんが、町としては、消費者契約法の趣旨にのっとり、地権者の皆様の利益擁護やご心配な点をわかりやすく説明し、理解をいただいた上で町への土地提供へ協力いただくため、留意事項を重要事項説明書として整理し、提示させていただいております。町としましては、今後とも公共事業にご協力いただく地権者の皆様に、契約内容等をわかりやすく説明してまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 休議します。

休憩 午前 9時36分

再開 午前 9時51分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、2番の避難生活について。双葉町の避難生活も7年以上が経過しています。補償賠償が続かず、厳しい避難生活を送られている方も多く見受けられます。町長として町民の声をどのように聞いているのか。また、これまでの一般質問で補償賠償については、国、県に要望していますと答弁していますが、どのような回答が来て、どの程度まで進んでいるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、避難生活について。町長として町民の声をどのように聞いているのか。また、補償賠償に関する国、県からの回答と進捗状況についてのおたただしですが、これまで町では、毎年町政懇談会を県内外で実施しているほか、行政区総会や各自治会の交流会などにも可能な限り出席し、町民の皆様の幅広いご意見、ご要望を頂戴しつつ、町民の皆様の生活再建を初めとした町全体の復旧復興のため一丸となって鋭意取り組んでいるところです。

また、補償賠償につきましては、7月2日に関係省庁に対し、被害実態に即した賠償の実施と、長期避難が続く町民の生活再建支援を含む要望を行うとともに、7月25日に原子力損害賠償紛争審査会が町内視察に訪れた際にも、中間指針の適時的確な見直しやADR和解事例の指針への反映などを要望し、鎌田会長から、「地元の要望等にしっかりと耳を傾けながら、現地の状況に沿った方針を実現できるように審議を深めたい」といった回答があったところです。

あわせて、被災者の生活再建支援につきましても、国の避難指示区域等における被災者の生活再建に向けた関係省庁会議を中心に、国、県、本町を含む関係市町村で構成された被災者の生活再建課題連絡会議や福島生活再建調整会議などが既に開始され、今後の被災者の生活再建に向けた課題の共有、対策等の検討を強力に進めております。

引き続き関係機関と連携し、被害実態に即した賠償、具体的な生活再建支援策の充実について、粘り強く求め続けてまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 同僚議員の先ほどの質問にも7月2日の件、私も見させてもらいました。インフラ整備とかそういうのが町民の避難生活にかかわるのかな。そっちのほうばかりで、例えば本当に町民の生活費の向上等、年金が下がってきている、そういう現状を町長はお聞きになっていないと思います。年に1回ぐらい町政懇談会やりましたよと。もうあきれて行きたくないという人がいっぱいいます。だから、ことし11月に、僕に電話いただける人は、行って言ってもらわなくては困ると。行って言っても持ち帰るとしか言わない。電話すれば町長は電話は出ないと。私のことなんかも着信拒否するぐらいだから、町民の声なんか聞いていないのです。今現状が、町民が一番求めているのは、双葉町のインフラ整備だと思っているのは間違いではないでしょうか。毎回毎回この件に関しては、

僕は一般質問出しています。何ひとつ1年以上たって変わっていません。要望を出しています。先ほどの答弁の中で同僚議員の中では、一定の理解をもらったと思います。相手の気持ちがわかるのだからすごいなと思いました、私は。一定の理解ではないのではないですか。返事もらわないと。何ひとつよくなっていないとは言いません。今、医療費とかそういうものに関しても感謝しているところがあります。高速道路に関してもそうです。だけれども、もう生活は圧迫されているので、もう双葉町にも生活保護者が出ているのですよ、町長。どんどん、どんどんふえていく中で、双葉町民から生命、財産と言いましたよね。今度は生命のほうです。何ひとつやっていないのではないですかと言わざるを得なくなってくるのではないですか。きょうも多分見ていると思いますけれども、ちゃんと僕も言いますよと。町民の話を聞いてくださいと。もっともっと言いたいことがある。先ほども言われたように、双葉町には町長も議員も要らない。あるお金を……

(何事か言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 私語はやめてください。

続けて。

○5番(菅野博紀君) あるお金を町民に分配してくれと。もう双葉町なんか要らないという人がいらっしゃるのです、実際は。だけれども、その方々にちゃんと話を聞くと、「いや、本当もう生活が大変だ」と。「子供たちに面倒を見てもらうにも、もうとりあえずお金がもう補償とかなくなってきて大変で、食べていくのも大変だ」と。本当にいつ死ぬかと考えているような人もいらっしゃるのです。これ何回も言っています。それで、働いている僕らと同年代、僕らの下の年代なんかは、避難者ということでいじめられて、「金持っているんだろう」と言われて、もう仕事に行けなくなっている人たちもいらっしゃるのです。収入源を絶たれているのです、この事故で。それに対して東京電力に交渉するわけでもない。国にちゃんとするわけでもない。これはどういうことなのですか。

1つ例え話すれば、固体廃棄物9号棟ありますよね、双葉町と大熊町に隣接している。あれを建てる時の約束はどうなったのかな。あれを建てる時は、双葉町の町民の補償、賠償をちゃんとしていきますから建てさせてくださいと。建てて使うのは、町長、ちゃんと許可を出したのでしょうか。双葉町の町民にはそれどうなったのですか。約束事も守らないで、言っただけいいか悪いかわからないですけども、中間貯蔵の建設の受け入れもそうではないですか。交渉の中は、実際に言ったら双葉町民のことをちゃんと面倒見れるように国もしてくれるという約束だったから建設受け入れしたのですよね。地権者の方も今亡くなった方もいますけれども、地権者の方もそれで納得していただいたのです。それさえあれば町長言いましたよね。建設さえ受け入れればちゃんとこうした交渉はできると。何ひとつ交渉していなかったではないですか。それどころか、その地権者の方々を裏切って、パイロット搬入を自分で。

双葉の町民はどこまで犠牲になればいいのか。町長、これいつまでにやっていただけますか。今までの分、中間指針で行ってきたのですよね、中間指針の新しい委員長と一緒に双葉町に。中間指針に

何と書いてありました。10万円の賠償に関しては、帰ってから1年間です。解除されてから。双葉町は解除されていますか。文部科学省の機関でつくった、国の機関でつくった中間指針の中で、帰ってから1年間という要綱があったのも、いつの間にかそういうのをあれしてスルーさせているのは町長、これ要望ではないではないですか、約束違反ではないですか、これ。これいつまでにやってもらえるのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

町長になって中間貯蔵施設の受け入れ判断、また東京電力に対する賠償の取り組み、何もやっていないのではないかというふうなお話でしたけれども、私自身は何もやっていないというふうには思っておりません。例えば中間貯蔵施設の用地の件に関しましても、原子力災害ということで、用地の50%減ということに関しましては、大熊、双葉が真剣に国、県と向き合って、その部分、県のほうから交付金として平成23年の震災当時の対応をするというふうになっておりますし、また原賠審の、平成25年だったと思いますが、当時議長と能見会長が双葉町の現地視察におられたときに、当時老朽家屋に関しましては、財物賠償で2割、3割というふうな低廉な価格の設定でありましたが、そういったことに関しても、双葉町としての取り組みが認められた結果、住宅再取得というふうな判断がされまして、かなり数字の改善が見られたというふうに自覚をしております。そういった意味で、何もしていないということに関しては、私はあえて反論をさせていただきます。

また、東京電力の今回の事業に関する賠償につきましては、当然東京電力に対して固体廃棄物貯蔵庫の件でも、一人一人の住民に寄り添った対応をするというふうな話をさせていただいておりますし、そういった事象事例が私のところに上がってきたものに関しては、東京電力の賠償担当の職員には強くそういうふうな申し入れをさせていただいております。当然双葉町の今の帰還困難区域の避難指示という件に関しましては、まだまだ他町と違う状況でございますから、賠償についても粘り強く、国、県、東京電力に対しては、強く申し入れをさせてもらっているところです。

そのことにつきまして、いつそういうふうな対応ができるのかというふうな質問であります。私は精いっぱいやっているつもりですけれども、このことに関して、いつというふうな約束をすることはできませんので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 避難生活についてどこまでやっているのかと聞いているのに、何か全然違う答弁されて。答弁とわからないのがあって、いつまでできるのかという話を聞いているのです。それで、最後になったら、いつまでできるかわかりません。今町民がこの生活大変だってやっているものの中で、いつまでできるかはわかりませんと言ったらおかしいではないですか。東京電力に言っています。私のところに上がってきたのは言っています。では、これ上がってきたのは何年ぶん投げておくのですか。放っておくのですか。ぶん投げておくは訂正させてください。放っておくのですか。自

分の答弁の中で言ったではないですか。

（「議長」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） ちょっと今のは取り消してください。

○5番（菅野博紀君） では取り消します。

だけれども、実際に言ったら、自分でそういうふうには反論する前にやることをやっってもらえますか、これ。今町長の答弁の中で言いましたよね、私の中で上がってきたものに関しては、東京電力にちゃんと言ってやらせていますと。これ何ですか。これずっとですよ。これ本当の町民の苦しみです。やっていないではないですか。避難生活で非常に大変だと町民が言っているのです。それをやってもないのに、ではやっているというのはどういうことなのですか。これ実際に言ったら、私さっき言ったでしょう、9号棟の話だって。それ約束事です。中間貯蔵だって、その中で国でちゃんとやってくれという条件は出しています、全協の中でも。だから言っているのです。そのやることは構わない。構わないけれども、町民のことをちゃんと生活の補償、賠償もやってくれという話の中で、全部その時々言っています。それが実績だというのだったら、逆に言えばここはどういうふうになるのですかということです。答弁で町長言いましたので、これは本当にいつまでにやっってもらえるのかと、逆にもう一回お答えしていただきたいです。ちゃんと東電と、中間指針の中でも書いてあるように、帰れるようになってから1年間。中間指針ができた理由というのは何だか町長はご存じですよ。多くの被害者がいるから個別対応ができないので、とりあえず1回、これで多くの皆さんに速やかに賠償補償するためにやっています。ちゃんと後からやりますという、ちゃんと後からの後からが全然ないのです。

それで、僕は避難生活について聞いているので、これはでは町長の実績の中で、今言った中間指針、いろんなものがありますよね。固体廃棄物に対してもそう、搬入に対してもそう。そういうものに対して、やったのはでは認めますけれども、そのときの条件全部ここに出しています。これもやってください。それはどうなっているのか。これができてからの実績になるのではないですか。自分もそれはわかっていますよね。それをちょっとお答えください。ちゃんといつやっってもらえるのか。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど申し上げたとおり、国、東電に対していろいろな住民の皆さんの困窮している現状を訴えながら粘り強く取り組んでいく、そういうふうな考えであります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちゃんとした答弁をいただきたいなと思います。

財政について。現在の財政状況と今後5年後、10年後の財政状況の見通しをお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、財政について。現在の財政状況と今後5年後、10年後の財政状況の見通しについてのおただしですが、まず現在の財政状況ですが、平成29年度決算において財政健全化比率の指標となる実質公債費比率は、前年度から1ポイント減の8.8%となっており、早期健全化団体となった平成20年度からは20.6%減少しております。また、平成30年3月31日現在の基金残高は613億9,600万2,000円となっております。本会議に上程させていただきました平成30年度一般会計補正予算（第3号）を含めた平成30年度一般会計予算額は257億3,511万2,000円で、そのうち復旧復興に係る事業費は219億7,670万1,000円（予算額全体の85.4%）となっており、その財源は福島再生加速化交付金や震災復興特別交付税等の国の東日本大震災復興特別会計により交付される復旧復興財源（依存財源）が主なものとなっております。復旧復興財源は、復興創生期間の終了年度である平成32年度までは交付されることとなっておりますが、今のところ平成33年度以降の動向については不透明であることから、双葉町として復旧復興に係る事業を進める上で、平成33年度以降においても財源措置は必要不可欠なものであり、復興庁を初めとする各省庁への要望活動で財源措置の継続について強く要望しているところであります。

次に、5年後、10年後の財政状況の見通しについてですが、平成32年度での復興創生期間の終了という転換期があるため、現在のところ5年後、10年後の具体的な財政状況の見通しをお示しすることは困難であります。今回（7月27日）、与党東日本大震災復興加速化本部が国に提出した、東日本大震災復興加速化のための第7次提言には、福島原子力事故災害被災地域では、復興再生には中長期的な対応が必要。復興創生期間後も継続して国が前面に立って取り組む。さらに、国は自治体が復興創生期間を超えて継続する事業にスムーズに着手できるよう必要な支援を行うことが明記されており、今年度末にも復興基本方針に反映させることとされております。このことから、不測の事態はないものと考えておりますが、復旧復興財源の予算化の可否が、現在計画している復旧復興事業の進捗、さらに避難者への生活支援事業等においても大きな影響を及ぼすこととなります。また、復旧復興に係る事業が進むにつれて、新たに整備されたインフラ資産や事業用資産に係る維持管理経費等についても、当然考慮していかなければなりません。このため、インフラ資産や事業用資産の維持管理経費等については、基金への計画的な積み立て、交付金の活用等、後年度に係る財源確保について検討を進めているところであります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 5年後、10年後が見えない財政運営というのはどういう財政運営なのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。1つは。

あと、平成32年以降、これは復興再生期間終わった以降は、口約束とかそういうのでは困るのです。双葉町の社協の建物を建てたときの苦い経験が、国のお約束が守ってもらえなかったら、これはもうもちろん町長はご存じだと思いますけれども、職員の中でもわかっている人は数名は残っていると思います。その中で、淡い期待で町民に迷惑をかけるような財政運営状況になるのではないですか、5

年後、10年後。できれば双葉町は、今いつ帰れるかわからないような状況の中で、最低でも10年後、15年後ぐらいの財政のことを考えなければならないと思います。

実際、町長は、先ほど受け入れたという中間貯蔵の件で、影響緩和交付金389億円いただきました。これどうでした。あのとき話、僕はもらう前聞いたときには、自由度の高い自由度の高い、限りなく一般財源に近いものでもらえる予定が、何で9項目で。結局は、そこだって汚点ではないですか。あれが実際に言ったら、本当何でも使えるお金であれば、非常に助かったお金です。要はひもつきであるがために、もらったもらったといっても、ひもつきであるということで、非常にそんなにいいものではないのかなと僕は思っています。今、双葉町でいろいろなものを建てたりつくったりしようとしています。費用対効果は見えていないですよ。この前締結した会社、あそこにはメリットあります。双葉町に何のメリットがあるのですか。整備費用、最低でも固定資産税が欲しい。だけれども、今固定資産税なんか取れる状況ではない。では、本社持ってきていただけるのかな。本社持ってきていたかなかったらどこで費用対効果出るのですか。

今なぜこの問題を入れたかというのは、今後本当に15年、20年後の双葉町が、今のままでいっただけなくなります。今何をやらなくてはならないかといったら、町民の手当てと、さっき言った、もう一つは税収です。一般財源の確保です。一般財源がなければ町はつぶれてしまいます。逆に、一般財源に関して、今後5年後、10年後でどのぐらいの額の、額面ではなくてもいいです。どのような予定があるのか、先ほどの質問とともにお答えください。2つ。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

中長期財政計画は、当然必要であると考えております。現在、中長期財政計画策定に向けた前段となる経常的経費に係る一般財源の確保という部分での財政シミュレーション、平成30年から37年度作業等に取り組んでいる段階であります。今後は7次提言を踏まえた国の取り組み等をにらみながら、中長期的財政計画の策定を目指してまいります。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） きのうの監査報告を何を聞いているのかなと思う。僕もまさか監査からそういう報告が出てくるとは思わなかったです。本当に非常にいい監査報告だったと思って、将来的な財政、国ではないです。国の動向とかそういうのではなくて、今、日本の国ではいろいろな災害、きのうおとといも北海道で地震がありました。非常に被害が出ています。国は全体を見なくてはならないのです。双葉町だけをいつまで見ていてくれると思いますか。よくもう自立したものだと思っていますと町長、町民とかうちを建てたりなんか、東電さんたち言っていますけれども、それと同じことが双葉町にも来るのです。財政状況は考えなくてはダメなのです。今7年後をにらんだといつて、今までやっていなかったのですかという話になるではないですか。逆に、そういう工業団地等々をつくったときに、見通しもつかず、そういうことも財政状況も考えない中にやったといったら、これはえら

大変なことですよ、町長、今の答弁の。例えば駅西地区もそう、建物造成してしまったら双葉町はもうわかっていますよね、どういうふうになったかというの。過去の経験、今財政は非常に健全、8.8%、多分全国レベルでいってもトップクラスだと思う。大変なときから大変よくなって、また大変悪いとなっていったらどうするのですか。建物がいっぱいできれば維持費というのがかかるのです。維持費というのがかかるのをわかっていて、では何をやるといったときに、人が来ると言ったときに、例えば工場誘致は、ほかの地域ではいいです。住んでもらえるから。双葉町住めるのですか。見切り発信で町のお金をどんどん使い、国がお金出してあげるから一般財源はちょっとでいいから、それで残ったらどうなのですか。今僕は誰とは言いませんけれども、今まで双葉町で非常に大変な土地いっぱい持っていますよね。椿公園とかそういうのもやっとあれしたけれども、そういうのをちゃんと納めると言った人が納めていない。現状が変わっていない状況ですよ。そういうのも含めて、過去の事例を考えてください。町でお金を出して買ってこれに計画をつけました。だけれども、できないで塩漬けにしたところがありました。無理やりやって財政状況が悪くなりました。僕は、双葉が財政悪くなったのは、1つ、皆さんが悪くないとは僕も言わないですけれども、7、8号機の建設がちょっとずれた面でのものがある、大きくはそこだと思っています。だけれども、今はそういう状況ではないから、財政をかじ取りする町長が、この5年後、10年後、15年後に、今ですから、今お金の状況でお金のかかるものをつくったり、無駄なお金を使ったりすることによって、これが5年もつか10年もつか、双葉町に帰れるまで財政がもつかどうかというのは、非常に不安になってきますから。帰ったらすぐ町はもう再建したのだでしょうと言われるのです。その前に、何か案等あるのであれば、もしないのであればどうしようもないですけれども、ちゃんとした双葉町に帰るころにはこういうふうになりますというものがあるのであれば、ちょっとあれしてください。中途半端な固定資産税とかそんなのでは、双葉町は運営できないので、そのくらいのことは将来のことを考えて、町長やっていただきたいと思うので、答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

先ほど5年、10年、中長期的な内容につきましては、議員のご指摘もありましたように、もっともっと早くそういうふうなシミュレーションはしておかなくてはならないということは、肝に銘じて今後取り組んでいきたいと思えます。

また、双葉町が非常に厳しい財政状況になったというのを、私も当時議員で経験しておりますから、十分理解しているつもりです。そういった建物をつくることによるランニングコストとか維持管理費、そういったものが非常に町の財政を圧迫していくことになるということも十分承知をしているつもりです。そういったことも捉えながら、ただ、今の双葉町の荒廃状況も考えますと、新たにつくらなくてはならないものも必要ですし、必要最小限度のものはつくっていききたい、そういうふうを考えておりますし、財政の健全化に向けた取り組みは、今後とも、監査から指摘がありましたように、

しっかりとやっていく、そういうふうな考えであります。

○5番（菅野博紀君） これで一般質問を終わります。今後は聞かれたことに答弁をちゃんとお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） ここで休議します。

休憩 午前10時20分

再開 午前10時30分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

通告順位3番、議席番号1番、尾形彰宏君の一般質問を許可いたします。

1番、尾形彰宏君。

（1番 尾形彰宏君登壇）

○1番（尾形彰宏君） 1番、尾形彰宏、ただいま議長の一般質問への許可を得て一般質問させていただきます。まず、改めましておはようございます。それでは、一般質問をいたします。

1番、区長会の組織強化についてということであります。復興の加速化推進のため、以前ふるさと双葉町をより身近にしていこうではないかということまちづくり委員会のほうでお話しさせていただきました。前回の定例議会の中でもお話ししたのですが、双葉町のそのときに区長会組織の重要性は、今内容こそこういう状況なので、変わっている。しかしながら、新たに地域とそれから行政とのパイプ役としての役割が重要ではないかということをお話しさせていただきました。そこで、今回はその部分、区長会組織、区長についての考え方について、ちょっと踏み込んでみたいと思います。

各行政区の地域住民と町とのかなめとなる区長会の業務内容の確認を見直し、そして標準化を図る必要性が私はあるのではないかとこのように思っております。一例としては、行政区内の世帯数に応じた複数の副区長の設置、もう一つは報酬額の見直しなんていうことも考えられると思いますが、このような組織的強化策について町のお考えをお聞きいたします。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 1番、尾形彰宏議員の質問にお答えいたします。

1、区長会の組織強化について。区長会の組織強化についてのおたただしですが、行政区長については、行政区住民の推薦した者を町長が委嘱すると、双葉町行政区条例で定められており、その職務や任期、報酬等の支給についても条例で規定されておりますが、副区長を初め行政区内の組織運営等に関することについては、条例で規定されておられません。各行政区の組織運営体制については、各行政区内で決定するものであり、行政区によって違っており、副区長の設置を初め、その職務や任期、報酬等についてもまちまちであります。

おただしの行政区内世帯数に応じた複数の副区長の設置や、報酬額の見直しによる組織的強化策に

については、震災以降、各行政区がいろいろな事情等を抱えており、町側から各行政区への一方的な働きかけが進められるものではなく、今後とも各行政区からの意見を頂戴しながら検討を進める課題であると考えております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） まさに今町長が言われたことは、事前に予想していたことであります。今の双葉町の現状を考えると、双葉町出身のやっぱり職員も少なくなっているし、まことにマンパワー的に仕方がないというふうには思うのですが、しかしながら町の全体のことを見ると、やっぱりOBの方含めて、あとご年配の方を含めて、まだいらっしゃるわけだから、その人たちにとっての総意ということも今後加味していかなければならない。イコール人の復興、町の復興ということになってくる。それは、もういかなる理由があったとしても、これからも町長さんは一番やっていかなければならない。大変なことだと思います。私は、あくまでも区長、それから区長組織に関して、インターネット上で一般論、それから身近な比較論という2つの手法で見たのです。一般的なものに関しては、双葉町どうなるのだよとお話しします。これは、あくまでも日本全国やっぱり気にしている人がいらっしゃって、論文まで書かれているのです。都市型、それから地方型といろいろあるのです。行政区自体は、もう大分前からある。だけれども、都市型というのは、各自治組織が独自にという色合いが強い。だけれども、行政区に関しては、あくまでも区長はパイプ役という位置づけなのです。ところが、それさえも今その条例、区長関係に関する条例4つあるのですけれども、その主たる条例の中でも、例えば双葉町の場合は、欠けているものがあるというのが、今言う一般的な結論になってくるのですが、多くの場合は国の法律に準じている。県条例または行政指導によるというのが一般的な解釈で、自治体が独自に条例を設置するとき、これはよほどの重要な施策でないと、条例を変えるというのは、なかなか難しいというのが一般論になってくる。よほど重要な政策である。問題はそこです。今の時期、ここに踏み入れるというのは、双葉町にとっても住民とのパイプ役なわけだから、重要であろうというのが私の持論なのです。この行政区のシステムというのは、住民の要望は区長によって町に伝えられる。いろんな道路整備とか公園、公共施設の建設なんかの問題。区長が直接に担当課を訪れて問題点を伝えて改善を求める。区長がだめなときは、いよいよ町の議員というのが介在して、区長が要望を伝えるのだけれども、文書として町に提出したりする陳情という別な次元の、高い次元のといえますか、それは議員がやるというのが国内の一般的などうもルールらしい。今さっき言った一般的な分析、それから比較論ということでは言いましたけれども、一般的なことで言うと、今の双葉町の行政区条例の現状ということで調査すると、行政区条例の第2、第3、第4条に出てくる連絡員、これがいません。それと、行政区に関する規則、区長の服務なんかも適用しないと。なおかつ、以前あった行政区担当職員の制度の実施要綱です。要するに条例、規則、要綱と来るのですが、さっき言った連絡員は条例、行政区に関する区長の服務なんかは規則ということになります。行政区担当の職員制度実施要綱、これは要綱ということですから。その3つが今適用しないという、ないわけです。震災前に

比べて。残念ながら。震災後、新たにその行政とかで設置されたのが行政区総会助成金交付要綱ということ。4つのうち3つ、区長の具体的職務定義、それから連絡員、それから行政区担当職員なしと。私に言わせると、えっもう三重苦ですかと。3つのないないですかということ。それもちょっと何か全国レベルと比較すると異常であることは間違いない状況なのだけれども、ただ組織的な歴史的な条例、重要な政策があれば変えられるという可能性を考えて今回、要望提案レベルではあるのですが、お願いしている。

大切なのは、区長をなぜ重要視しているかということ、根幹にあるものが、今の条例の第4条、今の条例、生きているものの第4条、「区長は行政区を代表し、町行政と地域自治組織との連絡調整を図り、行政区住民の福祉増進に努めることをその職務とする。平成元年3月17日」。私も調べました。福祉増進、しゃれた4つの文字ではないかと。その中身、いわゆる広辞苑とか含めて、福祉は何だろうということと言うと、英語ではウエルフェア、世界的レベルですけれども。福祉とは幸せとか豊かさを意味する言葉である。これ非常に重みがあります。要するに、全ての町民に最低限の幸福と社会的援助というのを提供するのが理念である。えっ区長にそんな重みがあったのか。そこまではこれは自分で調べて初めて区長のあり方の重要性を再認識した次第なのですけれども。一般論は終わります。

次、比較論ということであり。他町村との比較、身近なところでは大熊町です。同じ条件だから。大熊町は何が、ほとんど一緒なのです。ただ、大熊町のほうが第5条、第6条が追加されている。追加というかもともとあったのかもしれないけれども、どういうことかということ、区長会、区長が集まった会、区長会の規則の設置ということをきちんと大熊はやっているわけです。

もう一つ、3つあるのですけれども、2つ目が京丹波町、この間双葉まで来てくれて交流あったでしょう。ありがたいですね、すごく。さすが姉妹町というか。その姉妹町の京丹波町調べると、以前は瑞穂町と言っているのをご存じでしょうけれども、合併して、地域住民に対してやっぱりこういうプレゼンテーションをきちんとホームページ上で、例規集の一部ではなくてホームページ上で、ページを割いてわかりやすく説明している。そこにもやはり区長会の定義というのがあるわけです。大熊町もある。京丹波町もある。では、日本全国的な一般的な参考にされている町村ということでしょう、埼玉県の三芳町といいまして、3つのくさかんむりに「方向」の「方」と書いて「芳しい」、三芳町、ここはやっぱり一般的に参考にされているのだけれども、人口3万8,000ぐらいなのですが、埼玉県の三芳町。区長と区長会の明確な規則があります。なおかつ副区長が2名がどうも来ていると。ここの条例の中では、不測の事態に備えて副区長を置いているのだよということが明言されている。それらを総合的に隣町、それから姉妹町、それと日本全国レベルの代表的なところ、3つを比較すると、どうも双葉町が、さっき言ったように条例の検討、見直しが必要だろうというふうに思うのは自然だと思うのです。

2番目の再質問ということなのですが、一般論から、再度重要な政策として、双葉町行政区条例、規則、要綱を見直していただきたくと思いますが、いかがでしょうか、よろしく願います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

今、議員からご指摘ありましたとおり、今後とも各行政区からの意見を頂戴しながら検討を進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） では、この1に関する再々質問ということで、最後の。あわせて、双葉町の例規集の中に行政改革推進本部設置要綱という項目があるのです。さっき言った重要な政策であれば、条例も変えられるということであれば、行政改革推進本部設置要綱、本部長が町長、副本部長が副町長、それで部員が教育長になります。行政改革推進本部の設置要綱については、まだ生きているということなので、もし重要というふうに町長が判断されれば、こういうことにかけてみるというのも一つの方法ではないかと思っています。いかがでしょうか、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

本部の中で、今後そういったことも検討しなくてはならないかどうかも含めて考えさせていただきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。ぜひ……いやいやみんなもそう思っているし、かといって避けて通らない部分というのはあるので、そのときにやっていなかったでしようと言われるよりは、事前にちゃんと検討しましたと言ったほうが、町民の理解も得やすいということです。どうもありがとうございました。

それで次、第2のほうの質問にさせていただきます。質問の2番目であります。復興シンボル軸周辺の除染と景観についてということであります。山合いのほうの寺沢・羽鳥地区というのは、常磐自動車道の双葉インターチェンジから海辺の中野・中浜地区に至る復興シンボル軸道路建設に向けた工事の真っ最中でありまして。私毎日のように行っているわけですが、その中心である通称羽鳥街道というのは、残念ながらもう雑木とか雑草に覆われて、もう見るも無残な姿なのです。歴史に刻まれた双葉地方のこれ相双地方の米の名産地という位置づけなので、非常に小さいころから誇りにしていたのです。恐らく心象風景、全体的な風景からもう復興させたいと願っているのは数多いです。おとといもゆうべも地元のいろいろとお話、まだいろいろ電話かかってきたりして、やっぱりこの部分については、農業再生ということにかかわってくるのですが、そこでこの冬より取り急ぎ雑木、雑草を仮払いする計画はあるのか。そして、田畑の除染と道路建設の進捗状況ということもあわせてお聞きしたいのです。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、復興シンボル軸周辺の除染と景観について。復興シンボル軸周辺の除染

と道路建設の進捗状況についてのおただしですが、除染については現在、特定復興再生拠点区域内では、駅東地区を中心に環境省により建物解体と一体的に実施されているところです。そのほかの特定復興再生拠点区域内の除染については、今月末ごろに予定されている地権者向け説明会後に地権者などから同意取得等必要な手続がなされた上で実施されることとなります。復興シンボル軸周辺の除染につきましては、2020年春の避難指示の一部先行解除時までには一定の良好な環境が確保されるよう環境省に計画的な実施を要望してまいります。

次に、復興シンボル軸建設の進捗状況についてですが、現在福島県では、用地取得作業を一般国道6号の西側約5,000メートル及び東側約2,100メートルの間で進めており、工事については、大門橋の架けかえに伴う旧橋撤去、下部工及び地盤改良工は既に発注、JR常磐線跨線橋についても、下部工は1基は既に発注し、着工は年度内の予定となることを確認しております。

なお、供用開始時期については、JR常磐線跨線橋部分と一部区間が暫定供用とはなるものの、2020年春には予定されている（仮称）双葉インターチェンジ供用開始と同時期を予定していることを確認しております。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） 一番大切な部分というのが地権者の同意ということですよ。ほかにも除染解体建設土木工事などの進捗状況ということ、これ今シンボル軸を言いましたけれども、それ以外の最新情報の公開、目に見える形という形にできないかどうか。私は、復興関連の民間企業の事務所の一角の双葉町ふれあい広場ってあるではないですか。最近できたのです、ことしの2月。私は、何度も行かさせてもらって、あそこの中に双葉町の縮尺模型があるではないですか。あれがすごく説得力があるのです。私に対して呼びかけてくるような。縮尺モデルだけではなくてテレビ画面、パソコンの大きな画面もあるし、そういうふうな形、あと今は世の中ウェブ、スマホでもそれからホームページでも。これは、進捗状況の最新情報の公開なんていうのも、これは双葉町どうだよというふうなPRにもつながるし、信頼性にもかかわってくるので、ちょっと考えていただければなというふうに思っています。ちょっと町長さんのお考えなりお聞きしたいと思います。これが再質問になります。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘あったことに関しましては、今即決するというわけではございませんけれども、国とも検討しながら、そういうふうな復興の進捗状況については、町民の皆さんにお示しができるような状況を検討してまいりたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。それで最後、再々質問に念を押して私は言いたいのですが、この双葉町ふれあい広場は、あくまでも民間の企業のものであって、町の所有物ではないです。一部事務所をお借りしているという認識なのですが、とはいえ今後国や県、それから地域住民の

方のプレゼンテーションの場として、たくさん入れません。あれ見ると20人ぐらいしか書いていないのです、表示、入れるのは。でも20人でも10人超えているわけだからありがたいというふうに考えると、有効かつ効果的な場として、その利用機会を何とか設けていただきたい。これは、やっぱり町長さんの関連企業との交渉ということになると思うのですが、要するにただそうなってくると受けた側の契約企業としては、何だ予定予約なんか管理面でまだちょっと大変なことになってくるのではないかなみたいなことがあるので、その辺も十分加味した上で話し合いを、まだ時間ありますので、お願いしたい。それも最後の再々質問の件で、その辺も含めて、要望になってしまうのですが、町長さんのお話を聞きたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 尾形議員、ここは一般質問をするところで、要望ではありませんので、取り消してください。

○1番（尾形彰宏君） では、要望ということではなくて、そういうお考えについて、契約企業との話し合いをするお考えがあるのかお聞きします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再々質問にお答えいたします。

ふれあい広場に関しましては、民間企業の厚意でやっただいてというふうに捉えておりますので、そういったさらに踏み込んだ話につきましては、また対応できるかどうかともいろいろと協議していかななくてはならないと思っています。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。それでは、第3番目の質問になります。一連の流れの最後の3番目の質問ということになります。大きな流れは、ふるさと双葉町を身近にするというテーマです。

最後、今3番目の質問は、双葉町の復興見学バスツアーの企画についてということで、復興計画が国に承認をされたと思うのですけれども、その後で復興の建設工事が着々と進んでいますよね。中野復興拠点、JR双葉駅、常磐自動車双葉インターチェンジというか、これは仮称でしょうけれども、の工事現場、あと共同墓地もそうです。それらの双葉町の現状について、より多くの方々に知ってもらうために、町内を問わず見学のためのバスツアーを企画、提案したく思うのですが、いかがでしょうかということです。お願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、双葉町復興見学バスツアーについて。双葉町復興見学バスツアーについてのおたただしですが、当町では現在も全域避難指示が出されており、帰還困難区域においては、町民の一時立ち入りや公益目的立ち入りに限って立ち入りを認めている状況であり、かつ復興事業の進捗に伴い工事車両も頻繁に行き来し、安全確保に万全を期することができないことから、避難指示の解除までは、バスツアーの企画等には制約があるものと認識しております。

このような中ではありますが、昨年県の主催によりモニターツアーとして、国道6号を縦断するろくバスが運行されており、車窓内からではありますが、当町の国道6号周辺の現状も見学いただいたところ です。

当町としましては、議員ご指摘のとおり、当町の復興の現状を多くの方々に理解をいただくことは、大変重要であると考えております。当町では、2020年春に避難指示解除準備区域及び双葉駅周辺の一部において避難指示の解除を目標として掲げており、その後には県が整備を進めるアーカイブ拠点施設や町の産業交流センターも完成する見込みです。町に多くの人を呼び込み、町の再生につなげていくために、安全確保を図りつつ、それらを核にした原子力災害復興ツーリズムの推進に向け、関係機関と連携して検討を深めてまいります。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。それでは、再質問なのですが、私は、前も話していたのですが、富岡町とか双葉郡内のいろんな町村の除染をやってきております。その中で、やっぱり町民といいますか、見学のバスツアーが除染している地域を回ることがあったのです。そのときに、知っていると思いますけれども、富岡町の場合は、「富岡町は負けない」とか、そんなふうな横断幕をちゃんと書いたり、あるいは町内外に発信する自分たちの気持ちだと思っただけけれども、公用車にそういうマグネットシール張っていたりするわけです。自分たちは作業していて、きょう見学のバスツアー来るからみたいなこと言うと、やっぱりそれなりに、おおそうかということで、ちょっと士気が高まった記憶があります。やっぱり同じように近隣町村もそういう状況だし、双葉町はこれからもっと本格的になってくるので、ぜひ公用車にそういうメッセージ、マグネットシール等張ってもらったりして、内外に双葉町の強い気持ちをちょっとPRするのもいいのではないかというふうに思っています。そういったことに関して、ちょっと町長のご意見なりお伺いできれば、お願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員の再質問にお答えいたします。

議員ご指摘の町のいわゆる復興のためのキャッチフレーズというふうな捉え方として、今後どういうふうにしたらいいかも含めて検討させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） _____

○議長（佐々木清一君） 尾形議員、通告は、見学のバスツアーということの質問で、町長先ほどから、これについては検討していくということですので、その計画とかそういったものについては、質問されていないので、通告されていないので、そこは変えてください。

○1番（尾形彰宏君） そうですか、はい。では、もう一度、それは消すということでもいいですか。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。それは取り消しでいいですね。

○1番（尾形彰宏君） はい。

○議長（佐々木清一君） 取り消しました。

○1番（尾形彰宏君） そういうことで、今言ったことは、もう既に2番目の再質問でも言ったということで、町長さん大変だと思えますが、マンパワーの少ない中での効率的な地域住民に対するPR活動として、前向きなやり方もあっていいのではないかと思いますので、ぜひよろしくお願ひします。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 答弁要らないでしょう。

○1番（尾形彰宏君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（佐々木清一君） 通告順位4番、議席番号4番、高萩文孝君の一般質問を許可いたします。
4番、高萩文孝君。

（4番 高萩文孝君登壇）

○4番（高萩文孝君） 議席番号4番、通告順位4番、高萩文孝、今ほど議長の一般質問の許可が出ましたので、通告に基づき質問をさせていただきます。

1点目、復興まちづくり会社について。6月の定例会でもお伺いした復興まちづくり会社について、官民合同チームの支援のもと、検討が本格化していると聞いておりますが、今後の検討の見通しについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

（町長 伊澤史朗君登壇）

○町長（伊澤史朗君） 4番、高萩文孝議員の質問にお答えいたします。

1、復興まちづくり会社について。復興まちづくり会社の今後の検討の見通しについてのおただしですが、復興まちづくり会社は、町の復興を果たしていくためには、町民主体の民間の担い手による復興の動きを加速させることが必要との考え方に基づき、町としても現在、福島相双復興推進機構、いわゆる官民合同チームによる支援のもと、設立に向けた取り組みを進めているところであります。具体的には、町商工会、町内での事業再開事業者、イベント等実施団体など町民を主体としたメンバ

一で設立検討委員会を立ち上げ、昨年度町の中堅、若手職員で組織する復興まちづくり計画推進会議幹事会で検討し、取りまとめた事業内容（案）に対して、町民目線でご意見をいただくとともに、組織設立当初に行うべき事業の明確化を図り、役割、組織体制（案）なども取りまとめた基本方針を策定していく考えであります。その後、この基本方針を具体化するべく参画するメンバーを選定した上で設立準備会を立ち上げ、事業戦略や資金計画など、さらに具体的な検討を進めるとともに、組織体制の整備を図り、年度内のなるべく早い時期での設立を目指したいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほどの答弁なのですが、町民目線の検討もされると。さらには年度内のなるべく早い時期という答弁をいただきましたので、そういうスケジュール感がまずそれなりにあると思うのです。さらには、組織体制という答弁もありましたが、どういった形を想定しているのか、再質問でお聞きしたいと思いますが、現段階で方向性が出ているのであれば、説明はいただければいいと思うのですけれども、やっぱり年度内は期間あと半年くらいしかないので、年度内のなるべく早い時期は、どの辺の時期かちょっとあれですけれども、年内にはちょっと厳しいのかもしれないのですが、その辺スピード感、スケジュール感を持ってやっていただけるとは思うのですけれども、その辺質問いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

他町村の事例も踏まえながら、必ずしも会社という形態にこだわらず、一般社団法人としての設立も含め、町民主体の検討会を中心に現在具体的に検討を行っているところであります。先ほど申し上げましたように、なるべく早い時期に設立を目指していきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 遅れないようにスケジュール感を持ってよろしくをお願いします。

では次、2番の中野地区復興産業拠点について。中野地区復興産業拠点について、今後の立地の進展の見通しについてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 2、中野地区復興産業拠点について。中野地区復興産業拠点について、今後の立地の進展の見通しについてのおただしですが、先月8月28日に、佐々木議長立ち合いのもと、株式会社アルメディアとの間で、第1号の企業立地となる協定締結式を開催し、立地協定を締結いたしました。中野地区復興産業拠点を働く拠点として、当町の復興の先駆けと位置づけており、立地協定を締結するに至ったことは、大変感慨深いと思っております。今後も現在詳細協議を進めている約20社との協議及び申請内容の審査を進め、協議が調った企業から順次企業立地協定を締結し、賃貸契約、その他の諸手続を行い、事業用地をお渡ししていきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 8月28日は、議長立ち合いのもと、町長も今答弁ありましたけれども、第1号の企業立地、本当に喜ばしいことだと思っております。今後ともそういう誘致活動を随時進めていかれると思うのですが、今答弁だと20社という回答をいただきましたけれども、これらの企業、今つくっていると思うのですけれども、イメージ的にはその中野地区の復興作業で全て埋まるようなイメージでよろしいのですか。20社ではなくてもっと必要なのかもしれないのですけれども、今造成している段階の土地からいうと、そのくらいで全て埋まるようなイメージなのか、その辺再質問で答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

現在、詳細協議を進めている約20社の立地が決まると仮定しますと、中野地区復興産業拠点の第1期整備分の賃貸先がおおむね決定する見込みとなります。しかし、第1期整備分の完成後は、引き続き第2期分を整備することとなりますので、さらなる企業立地に向け、募集については引き続き行ってまいりたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 第1期、さらには今第2期という話もございましたけれども、いずれにしても、整備するにはその企業さんが立地していただかないと何も意味がないので、再々質問になってしまいますけれども、町長としてやっぱりその辺の思い、今後継続して、もうちょっと強い思いを語っていただければありがたいのですけれども、再々質問をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

中野地区の復興産業拠点につきましては、まず双葉町の復興の先駆けということで、町として事務方も含めて全力で今取り組んでいるところでございます。県内外企業立地の説明会であったり、先日は福島県が主催する企業立地セミナーであったり、そういったところにお伺いしまして、双葉町の現状を各企業の皆さんと話し合いながら、双葉町の現状を理解いただきながら企業立地を、私が先頭に立って取り組んでいきたいと、そのように考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、続きまして、3番目のアーカイブ拠点施設等について。中野地区復興産業拠点の整備が進む一方、県が整備を進めるアーカイブ拠点施設や復興祈念公園についても確実な進捗が図られることが、人を呼び込む上での鍵になると思います。これらの進捗状況についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 3、アーカイブ拠点施設等について。アーカイブ拠点施設や復興祈念公園の進捗についてのおたただしですが、県が整備を進めているアーカイブ拠点施設や復興祈念公園は、未曾

有の大震災及び原発事故による犠牲者の追悼、鎮魂や記録や教訓の伝承、復興への強い意思の発信を目的としているだけでなく、ご指摘のとおり、避難指示解除後の当町に人を呼び込み、町の再生にもつなげる上でも大変重要な使命を帯びているものです。アーカイブ拠点施設は、オリンピックが開催される2020年夏のオープンに向け、土地の造成が本年度末に完了して、年度内に建設が着手される予定です。また、復興祈念公園は、7月に基本計画が取りまとめられたところであり、2020年の一部利用に向け、現在基本設計が行われているところです。さらに、単に整備が行われるのみではなく、魅力の向上や周辺施設との連携やアクセス向上による回遊性の確保が必要であると考えており、富岡町に設置される東京電力の廃炉資料館等と連携した復興ツーリズムの形成や、JR双葉駅と中野地区を結ぶ交通機関の確保などに向け検討を深めてまいります。

いずれにせよ、これらの施設が遅滞なく整備され、大勢の来訪者でにぎわうものとなるよう、県を初めとする関係機関と緊密な連携を図ってまいります。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほどの答弁で2020年の夏という話がありました。やっぱりオリンピックに向けて、JRの常磐線とかいろんなものが、さっきの中野地区の産業拠点とかいろいろありますので、その辺はやっぱりスケジュール感を持って、いろんな事業あり過ぎるので、逆に遅れることなく、遅滞なく整備していただけたらと思うのですが、やっぱりその辺国と、先ほども要望活動に行かれているそうですけれども、いろんな意味で国、県にも、やっぱり引き続き働きかけの必要があると思うのです。国の事業だから県の事業だからとなってしまうと、いや、そういう理由で遅れましたと。今、町長答弁したのは2020年の夏は、もうあと2年しかないのです、その辺ちょっと強い要望というか、そういうふうに順次進めていく必要があるのです、その辺再質問として答弁をお願いしたいと思います。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

今ご指摘ありましたように、国、県としっかりと連携をしながら取り組んでいくということと、これは町の所管課も1つの課だけではなくて、またがって連携しなくてはならないということで、各課が連携をしてこの取り組みを進めていく、そういうふうな話を常に申し上げておりますし、職員もそういう意識を持って取り組んでもらっていると思っています。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） では、引き続き遅滞なく、遅れないようによろしくをお願いします。

4番目の帰町に向けた検討について。8月6日には双葉駅の起工式も行われ、いよいよ双葉町においても帰町に向けた検討を加速する必要があります。想定される課題や対応、今後の検討の進め方についてお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 4、帰町に向けた検討について。帰町に向けた検討の進め方についてのおた

ただしですが、帰町の大前提となる避難指示解除については、双葉町特定復興再生拠点区域復興再生計画でお示しのとおり、2020年春に避難指示解除準備区域と駅周辺の一部区域の先行的な避難指示解除、2020年春ごろまでに特定拠点全域の避難指示解除を目指して取り組みを進めております。このうち当町の避難指示解除準備区域は、町域のわずか4%であり、この地区のみで生活圏を形成することはできないことから、住民の帰還及び居住の開始については、2022年春ごろを目指している特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に合わせていきたいと考えております。

帰町に向けて想定される課題としましては、これらの段階的な避難指示解除方針を踏まえ、住民の帰還に向けて必要不可欠な各種都市機能の回復や、役場機能の回復も含めた住民サービスの再開に関し、具体的な段取りを定めるなど、帰還に向けたプロセスを明らかにする必要があります。

さらに、特定復興再生拠点区域内の放射線量は、既に自然減衰等で相当程度下がっていると見込まれています。放射線量のこうした状況を検証し、2022年春の特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除に向けて、拠点内の立ち入り規制のあり方についても検討を行う必要があります。今後帰町に向けた基本的な方針の案をまとめ、議会にも相談させていただきつつ、町政懇談会で町民の皆さんのご意見をお伺いした上で、年内をめどに方針を決定することを目指していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今ほどの答弁なのですが、2020年で段階的に1度やって、2022年春ごろという答弁でした。その中で、役場機能の回復とかありますけれども、例の、前から質問してはいますけれども、役場機能、今の既存のところとか、そういう調査とかも鋭意やっていただければ幸いかと思います。

さらには、今何か答弁の中で立ち入り規制のあり方とかという答弁もありましたけれども、具体的にどのような、ちょっとイメージわからないのですけれども、今2018年なので、あと4年後ぐらいの話にはなるかと思うのですけれども、一部2020年の春には駅周辺解除するので、あとやっぱり2年ですよね。2年ないのか、もう、春だから。なので、その辺の立ち入り規制のあり方について再質問させていただきます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再質問にお答えいたします。

特定復興再生拠点区域内の放射線量が相当程度下がっていることが確認できる場合、他町における居住制限区域等と同様に、拠点区域全域の立ち入り規制を緩和することを目指し、検討や調整を進めてまいりたいと考えております。緩和により拠点内への立ち入りの手続が不要になるなど、町民の利便性の向上が見込まれます。

また、緩和の時期につきましては、2020年春に駅周辺及び避難指示解除準備区域の一部を避難指示解除するのみでは、中野地区までの道路脇にバリケードが設置され、物理的に立ち入ることができない状況となります。しかし、立ち入り規制の緩和を行うことでバリケードは特定復興再生拠点区域の

境界に移動することになり、避難指示を解除した道路の脇には設置されません。そのため、町への来訪者が拠点内の放射線量の低下を実感できるようになるためにも、2020年春の一部避難指示解除に合わせ実施することを視野に入れております。

いずれにいたしましても、今後帰町に向けた基本的な方針の案をまとめる中で、町政懇談会でも町民の皆さんのご意見を伺いながら、立ち入り規制のあり方について検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 今答弁の中で、町民の利便性の向上の面からという答弁もありましたけれども、利便性の向上からすれば重要なことだとは理解するのですけれども、私として検討を進める上で何よりも安心安全が大事だと思っております。立ち入り規制を緩和すると、放射線をどう管理するのとか、あとはやっぱり今いろいろ問題になっていますけれども、防犯、そんな方はいらっしゃらないと思うのですけれども、防犯面でかなり不安になるか。今パトロールとかやっていますが、いろいろな意味で、そういう課題とかも出てくると思います。この辺しっかりとした対応をしていただく必要があると思うのですけれども、その辺町長のお考えをお伺いすると、あと全部の事業、ずっと質問してきましたけれども、みんな同じような時期で、もういろいろふくそうしてしまうので、やっぱりスケジュール感、それを十分この帰町に向けた検討についてもとっていただいて、やっていただければ幸いかと思いますので、町長にそういうことで質問をします。よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員の再々質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、安全安心が第一であるということは考えております。立ち入り規制の緩和実施については、放射線量の低下、放射線防護や防犯、防火対策の強化等が確保されていることが前提と考えております。国、県に対し、それらが確保されるよう強く求め、対策が十分であるか、検証がなされた上で緩和が実施されることが不可欠であると考えております。

いずれにいたしましても、今後帰町に向けた基本的な方針の案をまとめる中で、町政懇談会でも町民の皆さんのご意見を伺いながら、立ち入り規制のあり方について検討していきたいと考えております。

○議長（佐々木清一君） これで一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

ご苦労さまでした。

(午前11時24分)

9 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

平成30年第3回双葉町議会定例会議事日程（第3号）

平成30年9月12日（水曜日）午前9時開議

開 議

- 日程第1 議案第58号 町道路線の廃止について
- 日程第2 議案第59号 町道路線の認定について
- 日程第3 議案第60号 双葉町営住宅条例の一部改正について
- 日程第4 議案第61号 平成30年度双葉町一般会計補正予算（第3号）
- 日程第5 議案第62号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第63号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第64号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第8 議案第65号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議案第66号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第10 議案第67号 平成29年度双葉町一般会計決算の認定について
- 日程第11 議案第68号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第69号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定について
- 日程第13 議案第70号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第14 議案第71号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定について
- 日程第15 議案第72号 平成29年度双葉町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第16 議案第73号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第17 議案第74号 双葉町教育委員会委員の任命について
- 日程第18 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第19 議員派遣の件

閉 会

○出席議員（8名）

1番	尾形彰宏君	2番	石田翼君
3番	羽山君子君	4番	高萩文孝君
5番	菅野博紀君	6番	清川泰弘君
7番	岩本久人君	8番	佐々木清一君

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	伊澤史朗君
副町長	金田勇君
教育長	館下明夫君
総括参事	武内裕美君
秘書広報課長	板倉幸美君
総務課長	舶来丈夫君
復興推進課長	平岩邦弘君
戸籍税務課長	高橋秀行君
産業課長兼 農業委員兼 農事局長兼 コミュニティ センター所長	志賀睦君
建設課長	猪狩浩君
住民生活課長	中野弘紀君
健康福祉課長兼 青年婦人会館長	大浦富男君
生活支援課長	鈴木健一君
会計管理者	井戸川陽一君
教育総務課長	橋本仁君
代表監査委員	石川雄彦君

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	志賀公夫
書記	高橋春枝

◎開議の宣告

○議長（佐々木清一君） おはようございます。ただいまの出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木清一君） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。
なお、日程第1、議案第58号から日程第17、議案第74号までそれぞれ全員協議会で説明を受けておりますので、申し添えます。

◎議案第58号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第1、議案第58号 町道路線の廃止についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第58号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第58号は原案のとおり可決されました。

◎議案第59号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第2、議案第59号 町道路線の認定についてを議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第59号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第59号は原案のとおり可決されました。

◎議案第60号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第3、議案第60号 双葉町営住宅条例の一部改正についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 町営住宅、本当にもっともっと使えないところがいっぱいあって、診断をどんどん進めて、例えば集合住宅だとすると、承諾をとるだけでも何年もかかると思うのです。それをもう7年半も過ぎているので、その中でお年寄りで亡くなったりとかなんとかというのが出てくると、取り壊しとかそういうときに、まだまだ事務手続で時間がかかると思うので、こういうものは先に本当に診断してもらって、どんどん進めていってほしいなと思うのですけれども、そこら辺どういうふうにお考えなのか、お伺いいたします。

○議長(佐々木清一君) 町長、伊澤史朗君。

○町長(伊澤史朗君) 議員の質問にお答えいたします。

まず、今議員がおっしゃったように、ご指摘のとおりだと思いますので、スケジュール感を持ってしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

○議長(佐々木清一君) ほかにありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第60号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第60号は原案のとおり可決されました。

◎議案第61号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第4、議案第61号 平成30年度双葉町一般会計補正予算(第3号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第8款地方特例交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款地方交付税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第12款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第13款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第14款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第15款財産収入。

5番、菅野博紀君。

○5番(菅野博紀君) 一番下の土地売払に関する事なのですけれども、いろいろ調べると、まだまだここも、うちの町として、一般財源を使わなくてはならないような取り組みがあると思います。中身までは本当に、言うとお大変なことになると思うのですけれども、そういう場所があるのであれば、早目にちゃんと処理していかないと、これ負の遺産みたいな感じで結局は損をするような、これは町民の財産だと思っています、町有地は、その中で、損をしてまでこうやって売のような方向性というのは、僕はちょっと納得ができません。だからといって、ほかの議案があるので反対もできない状況ですけれども、ちょっと本当に、例を言えば、椿公園みたいなところがまだまだ双葉町にはあると思うのですけれども、それを解決するような、損をしないでちゃんと町で物を売れるような、土地を、財産を売れるような環境にいち早くしてほしいのですけれども、そういうことはどういふ

うに考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘のありました例えば椿公園、これは数十年前の非常に難儀していたもので、議員ご指摘のように、非常に難問題だったように思っております。そういったことも、いろいろと国とも協議しまして何とか対応できるようになっていったといういきさつもありますし、今ご指摘あったほかのものに関しましても、そういうふうなことのないような取り組みを、ご指摘のとおりしっかりと進めていきたいと思っております。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） もう一つ別で質問ということではないですが、今現在、これ中間貯蔵に売るわけですね、環境省に引き取ってもらうような感じになると思うのですが、その50%、前にも僕言っている、50%ありますよね。要は、一般の方が中間貯蔵に土地を提供するときには、土地鑑定士が100%の評価を出せないではないですか。帰還困難区域で50%の評価しか出せない部分で、半分を環境省が、50%で買ってくれる、半分を県からお見舞金として一般の方々にはもらえますけれども、さっきも言ったように、町有財産というのは町民の土地だと思うのです。それを50%引きで売って、県の部分が入ってこない部分のお金を、ちゃんとやっぱり請求してほしいのです。何のために3,010億円を福島県に中間貯蔵影響緩和金としていただいたのかという意味がわからなくなってくると思うのです。普通であれば、当町、大熊町、中間貯蔵に影響があるところに全部いただくのが普通だと思うのですが、そのうちの2,000億円以上が県に残っている状態で、こういうところに使ってもらわないと、双葉町の将来の計画は立っていかないと思うのです。そういう面でも、残りの50%、約7,500万円を、何とか町長、知事と話してでも、一般財源としていただきたいなと思うのです。財産の売り払いに関しては、一般財源に戻ってくると思うので、そこら辺はどういうふうにお考えなのか。ぜひやっていただきたいなと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

今ご指摘ありましたように、中間貯蔵施設の民間の、町民の皆さんの土地に関しましては、不動産鑑定で50%減額されたものがお見舞金ということで交付金対応で、平成23年当時の、震災当時の額になったというふうないきさつもあります。一方では、町の財産につきましては50%減額のままでということで、今ご指摘ありましたように、中間貯蔵等影響緩和交付金も含め、県に3,010億円交付金が充たされております。その残りの2,010億円になりますけれども、そういったものに関して、知事に交渉して何とかその差額分をできないのかというふうなおたしだだったと思っております。そのことに関しまして、当然不利益にならないように今後とも交渉していかなくてはなりませんし、知事にもそういったことで私のほうから直接お願いをしてみる。結果につきましては、交渉の流れでございますから、

努力をしていくというふうなことでございます。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款議会費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費。

1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） おはようございます。総務費の中の、7ページで15番目の項目に、中野地区復興産業拠点整備事業費ということ書いてあります。その中の、さらに節としての13節の委託料で、委託料13になっていますが、14が抜けているのだから何かわからないけれども、次のページに工事請負費という形になっています。この間、説明のほうをちょっと受けたのですが、どうもちょっと納得いかない部分があるので質問をさせていただきます。

双葉町の、やはり産業交流センターということであると、今後の目玉になり、注目度が高いわけです。災害に強いまちづくりということをもう少し印象づけて、町民の皆さん、あるいは内外の人たちに安全安心を与えていくのが理想的であろうというふうに思っています。最近こういった建設物については、賃貸マンションなんかPRして、免震構造ということも含めてやっていることが多いですし、あと身近なところではいわき市役所が今免震のための工事中ですし、もとより双葉郡の広野町のみらいオフィスはそれを売りにしているというか、実際私も何度か会社関係で入ってみたのですが、実際に入ってみて、すごく何か感じがいいと。入っている人たちの話を聞いても、生の声を聞いても、すごく揺れが少ないということで、以前からまちづくり復興委員会の中で、その免震構造について取り組んでいただきたいという話はしたのですが、

それで、客観的なデータ、統計的なデータということで考えますと、2016年の熊本大地震、震災があったわけです。そのとき2016年ですから、ことしが2018年で、大学の研究者の方たちが、震災後の現状分析ということをしたのです。そうするとやっぱり、免震構造について、福岡大学の先生がそれ

を調べました。そうすると、やはり4階から二十何階まであるのですが、いろいろ免震構造の建物は、4階は医療センターでした。医療センターは、地震が起きてもすぐ稼働できたということで、一切転倒とか、壊れたとか、そういうのがほとんどなかったと。そういうことを考え合わせると、免震構造に対する考え方がより一層強くなってきてしまって、原点に戻って地質とか、ボーリング調査されているわけなので見ると、双葉の中野地区というのは、沖積平野とって、わかっていると思います、川、土砂、そういったものが積もり積もったところで、砂とか、それかられき、そして泥、そういったものが多いと。そういうところというのは、以前新潟地震で、液状化現象なんておわかりになりますよね。最近も北海道がそうでした。千葉もそうでした。やっぱりそのことに対する心配があるわけです。軟弱であるがゆえの揺れの厳しさというか。

そういうことで、事例として、今お話ししたとおりなのですが、今回の説明の中では、耐震構造のみの理由ということで、ちょっとその理由、僕なんかには言わせるとちょっと不足しているかなというふうな気持ちが拭えません。その理由ですね、耐震構造のみである理由。それと、今後修正とか、それから補正ということが可能なのか。この2点、ちょっとお答えいただきたいと思います。済みません。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 尾形議員のご質問にお答えいたします。

中野地区に建設予定をしております産業交流センターの建設につきまして、免震構造というふうな工事の対応も視野に入れたらいいのではないかとご指摘だったと思います。私、専門家ではないので余り詳しくはわかりませんが、耐震、免震、制震という言葉があるのは知っております。それぞれ地震対策に対する工法だというふうに伺っておりますが、どの対応がいいのかということも含めて、今現在、中野産業交流センターの地質調査を行っているところでありますので、それに見合った、今回の大震災も経験しておるわけですし、そういったものの被害の少ないような対応をしていく、そういうふうな考えでおりますので、よろしくをお願いします。

○議長（佐々木清一君） 1番、尾形彰宏君。

○1番（尾形彰宏君） ありがとうございます。以上でございます。

○議長（佐々木清一君） 4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 7ページの中野地区復興産業拠点整備事業費、8ページにその工事請負費、さらには駅西地区の復興拠点整備事業費なのですけれども、こちら一般質問もさせていただいたし、全員協議会でも一応説明を受けております。スケジュール感持って当然やっていただけたらと思うのですが、いろいろ事業、かなり大きな金額になっておりますので、やっぱりいろいろ今の町長の答弁ありましたけれども、地質調査とかやって、いろんな中身、工事のスケジュールは当然つくられていると思うのですが、期間的にもタイトなスケジュールになっていると思うので、そういう意味でもやっぱり議員、議長、当然議員にもそうやって説明をする必要が出てくるかと思うのです。その辺、速や

かに相談していただいて、いろいろ調べたりなんかして遅れるとか、そういうところも可能性もあると思うので、その辺、町長としてどうお考えなのかご質問いたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

今話の中で、駅西地区のいろいろな整備事業、こちらに関してしっかりとスケジュール感を持って進めていくようにということでございます。そういったものに関しましては、当然目標を定めておりますので、目標を達成できるように最大限努力してまいりたいということと、今、不測の事態、いろいろ今後どういうふうになるかというのは、いろいろな状況によって変わってくることもありますので、もしそういうふうな状況があった場合はいち早く議会に報告できるようにやっていきたいと思えます。

○議長（佐々木清一君） よろしいですか。

○4番（高萩文孝君） はい。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） 僕も中野地区、駅西のことなのですけれども、中野地区で言えば、今回は3億6,453万9,000円、一般財源から出るわけです。さっきの同僚議員の話を知っていると、町復興委員会とかそういうものに関しても、意見をちゃんと聞いているのかな、ただつくっているだけで意見を聞いていないのかなというのは実際のところなんです。一般財源がまだまだ出ていくと思うんです。その中で、いいものはつくってほしいと思うんです、つくるのであれば……。

今、僕、話しているのですけれども、そこでぶつぶつ話されるとわからないのですけれども。

それで、何を言いたいかというのは、これをつくるのであれば、5年後10年後、10年後ぐらいに普通になると思うんです、今の最新式でつくって。公共施設というのは、40年50年使うんです。それ以上に使うというのが多いわけです。その中で、この前も勉強会の中で言わせてもらったのですけれども、実際ここに人が入るかどうか、企業が入るかどうか、すごく不安だと思うんです。それ、できるできると言っただけけれども、計画がちゃんとしていない。本当に僕、一般質問で言ったように、将来の財政はどうなっているのだという話をしましたよね。そのときに、万が一建て方とか、そういう中で、どうしてもだめだというときに、その保険を掛けているのかという話はしているんです。保険というのは何かというと、今、多分当町の役場はほぼだめだと思います、私の見た中では。外も液状化とかいろいろしていて大変だとは思いますが、最悪の場合、ここを役場施設として使えるようにするとか、それで余りにもスケジュールを焦り過ぎて、オリンピックに合わせる必要はないと思うんです、僕は。オリンピックに合わせるイコール何かがあるのかと言ったら、一過性のもので、その1年間のうちにいろんな方が来るために、何で双葉町がオリンピックに合わせたような事業をやらなくてはならないのかなというのが僕は不安なんです。

本当に委員会のほうで、耐震とかいろんなもの、構造的なことも出ているのにもかかわらず、結局

はお飾りでその委員会をやって、コンサルタント会社とか、大学の教授の先生とか、そういう人たちが決めているようではどうしようもないなど。まちづくりというのは、双葉町の復興というのは双葉の町民のためであって、コンサルタント会社とか、オリンピックのためにあるわけではないと思うのですけれども、そこら辺に関して一つお答えいただきたいというのと、中野地区も駅西もそうですけれども、駅西でいけば、今回の一般財源は7億5,797万8,000円、これは本当に一般財源余りない中で大変だなと思うのです。その中で、やっぱり町民の平等性、土地の価格の検討、最低でも検討というのはこれは求められると思うのですけれども、そこら辺どういうふうを考えているのかお伺いいたします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員のご質問にお答えいたします。

まず、中野産業交流センターの件ですけれども、交流センターの中のいわゆる貸し事務所のことを指摘されていることだと思います。将来に向かって、そこがしっかりと埋まるようであれば見込みが甘いのではないかというご指摘だったと思います。その分、保険を掛けるという意味で、役場機能をそこに持っていったらというおたしだったように思います。その部分、当然今後募集もかけるようになりますし、いろいろな企業の参入、また事務所を借りたいというふうな事業者があることを期待はしておりますが、そういった場合、もしどうしても全部が埋まらない状況であるならば、今議員がご指摘されたような役場の、将来的な役場の検討というのは今後、町民の皆さんであったり、議会の皆さんであったり、今の役場事務所をどうするかということも検討しながら、将来の移転、現状どうするのかということの検討をしながらやっていかなくはなりませんけれども、場所として一つの候補地にはなるだろうと。当然そういったものに関しても、県、国の対応も相談、いろいろと支援をいただかなくてはならないと思っておりますので、産業交流センターの設備、事務所としての機能の中に役場機能というの、その一つの案として捉えていきたいと思っております。

また、次の町西の用地、町民の皆さんに協力をいただかなくてはならない事業になりますけれども、この不動産鑑定をした土地の、いわゆる平成23年当時よりもどうしても減額されてしまうということに対してのおたしだと思いますが、このことにつきましては副町長のほうに説明させます。

○議長（佐々木清一君） 副町長、金田勇君。

○副町長（金田 勇君） 菅野議員のご質問にご説明させていただきます。

町内の公共事業に係る用地取得、それにまさにその部分での土地価格につきましては、一般質問等でもお答えしていますとおり、町の委員会の中でもしっかりと審議をして価格のほうを提示させていただいております。

確かにその部分でさまざまなご意見あろうかと思えます。町としましても、地権者の皆様に一層丁寧な説明、これは尽くしてまいりたいと考えております。中野においても、担当課中心に地権者の皆様に丁寧な説明繰り返させていただきまして、9割を超える皆様にご理解いただき、契約に至って

おります。駅西につきましても、当然地権者の皆様に丁寧な対応を繰り返し、しっかり町として対応してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） ちょっと副町長の答弁には十分不満があって、町民平等という話がわかっていない人なのかなと実際思いました、今。とりあえず最初の産業交流センターに関しては、町長の答弁はあると思うのですけれども、実際町と大きくは言っていますけれども、先に入れるのであれば、一番最初に、戻りたいと言っている方はお年寄りの方が多いと思うのです。だから社協にしても、そういう出先機関あるではないですか、商工会にしても、そういうところで、家賃はなかなか取れなくて大変かもしれないのですけれども、そういう面での活用というのも、だめだ、だめだと言っているわけではないのです。活用の仕方と、無駄遣いをしないでくれと言っているのですよ、僕は、やるのだったら。あと、それはそれで、いろんな面での活用方法というはあると思うので、要は建て方、部屋の区割り、例えば本当に全部ぼんと出してしまえば、2階から3階までは事務所が点々となってしまうようであると使い勝手悪くなるという部分があるので、そこら辺も含めて、今後の検討内容には実際入れてほしいと思います。

あと本当にそういうふうに事務所とかなんとかと言ったときに、前から言っていたのですけれども、ヘリポートなんて話したではないですか。ヘリポートをどこかにはとらないと、やっぱり何かのあれになったときに、駅西やりますよと言ったら、住宅地とか、そういうところにヘリポートをつくるわけにはいかないの、そういう、だからさっき言った今の最新のものをつくれれば、10年後には普通なのです。20年後には本当に古いと言いながら使っていくのですけれども、今現在ほかのところをまねしたとしたって、結局は10年後にはもう古いのではないかと、こんな使えないのではないかと。そうすると、いろんな面でお金がかかってくると思うのです、後から増設したりなんかというのは、よく本当にちょっと考えて、設計方法とかも考えて進めていくのであれば、僕はそれはそれでしょうがないと思います。ただ、あるものも使っていつていただきたいということは、ちょっとここで言うておきたいなと。それに関しては町長、答弁お願いします。

要は、使えるものは使うというものに関してはやっていただかないと、新しいものだけつくっていくというのが復興ではないと思うのです。双葉町ではちゃんとした復興をしたいと思いますので、そこら辺に関して答弁お願いします。

あと駅西もそうなのですから、中野にしても、説明したというのは、だからしていないでしょうというのが。あの不動産鑑定士が何で50%になったのか、そういうところ、大事なところを説明していないのです。それで片や、では見舞金が出る中間貯蔵に関してはちゃんと説明しているのです。説明したから9割だと。それを全部、それ言ったときに、うちの土地は、何だ安く、中間貯蔵よりとなったら、どういう気分になりますかと。間違ったらごめんなさいなのですよ。今の政治は謝れないのですよ、行政も。何でそうやって隠したりなんかしながら自分たちのいいようにするのですかと。そ

れがなったら、ごめんなさい。ごめんなさいから始まるのでしょと、普通。いや、うちの委員会のほうで話しましたからと。では、不動産鑑定士も何も要らないではないですか。何で頼むのですか。

この中の予算にもありますよ。そういう答弁なら、不動産鑑定士の部分は外してくださいよ。賛成できないではないですか、今の答弁では。不動産鑑定士を頼んでいる意味というのがなくなるのではないですか。備考欄に書いてあることあるでしょと。帰還困難区域と準備区域の50%、20%引いた鑑定ということではないですか。それ説明しましたか。誰も聞いていないと言っていますよ、そんなの。えっ、そんなのあるのと。その中身、説明していないではないですか。鑑定士に頼んで、委員会でそれを決めてやりましたよと。不動産鑑定士が、では例えば帰還困難区域に関しては通常の50%ですよと、価格は。その50%の理由は何ですか。原子力事故があったためにそういう評価しかできませんよということを説明していないのですよ。説明していないのに、どこまでうそつけばいいのと。では、例えば郡山市では言いましたよ。いわきでは言っていないのではないですか、そのこと、鑑定士のこと。聞かれなければ言わないというのは、説明ではないのですよ。だから重要事項を説明しろと、説明というのがあるわけではないですか。重要な事項ではないのですか、鑑定士の評価というの。では片や、100%買えますよという中間貯蔵施設のところは、原子力事故で50%の評価ですよと、あとの50%は、では100%にするために県としてお見舞金として50%出しますよという話だったのではないですか。出せるところには説明して、鑑定士の話、全然していないではないですか。それが説明したというのであれば、最も行政は信用できないところです。

何でちゃんと認めないのですか。認めるところを認めて、ちゃんと前に進まなくてはならないところを、だんだん、だんだん自分たちが、逆に言えば、町民から今、行政はどうですか、信用ありますか。それでなくとも自分たちの生活厳しいのに、町の復興が何だと言われるような事態になっているのですよ。そこでまたそういうふうにならなくてと、説明しなくてはならないこと説明しなければ納得するでしょう。本当はこうだったのだよと言ったら、納得しない人出てきたのではないですか。納得してもらいましたというのは、どういうことを納得してもらったのですか。家賃も何にも決めないでとか、そういうのと同じですよ。入ったら10万円とかなんとかと。それと同じなのだから、本当に説明したのかどうなのか、もう一回答弁聞きますよ。それであれだったら本当に、僕はこの予算書の中に、不動産鑑定士のやつ1件、多分、記憶にあったのですけれども、それが鑑定士に払うお金が1件でもあったとしたら、僕、この議案全部反対しますよ。

説明していないではないですか。そういうところをちゃんと正直に言わないから、信用がなくなるのですよ、行政は。もう一回、町長にしか質問できないですけども、町長、ぜひ副町長に振ってもらって、今の説明ちゃんとしてもらわないと、僕は納得いかないのですけれども。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再質問にお答えいたします。

まず、産業交流センターの中で、柔軟な対応というふうな意味合いだと思います。社会福祉協議会

であったり、商工会であったり。そういったことも踏まえて、どこの場所で再開をしてもらうのがいいのかということも検討しながら、そういうふうな対応をしてまいりたいと思います。

あとヘリポートの件ですけれども、当然、議員から何度もそういうふうなご指摘いただいています。中野の産業復興拠点地内に、町としてはヘリポートを計画、考えておる状況であります。そのことに関しましては、今後どの場所が一番いいのか、ヘリポートを運用する意味では、交通利便性ということも踏まえて検討していかなくてはならないと。ヘリポートは、基本的につくる考えであります。

あと次の町西の土地の減額分に関しましては副町長、また細部にわたっては建設課長に説明をさせます。

○議長（佐々木清一君） 副町長、金田勇君。

○副町長（金田 勇君） 菅野議員のご質問に対しご説明いたします。

先ほどご説明いたしましたとおり、町として、行政として説明をする、地権者の皆様に説明をする部分、責任を持って説明しなければならぬものについては、町としてはしっかり地権者の皆様にご説明していると認識しております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 猪狩建設課長。

○建設課長（猪狩 浩君） 昨年4月に開催されました中野の復興産業拠点の説明会でございますが、そちらにつきましては、用地単価につきましては、原発事故の影響により震災前より安くなるという説明はしております。現在地権者74名中68名、92%の方に調印と同意をいただいております。地権者の皆様につきましては、価格や契約内容についてはご理解をいただいていると感じております。

以上です。

○議長（佐々木清一君） 5番、菅野博紀君。

○5番（菅野博紀君） では、逆に言います。納得いただいているというのは、ちゃんとした説明事項、安くなると、何で安くなるのかということの説明していないではないですか。それが、その違いなのですよ、だから。例えば郡山市でこの前やったときに、僕聞いたけれども、その説明したけれどもどうということと僕、最後とめられましたよね、地権者の方々に。その説明していないではない、ちゃんと。おかしい。

いろいろと話をしました。説明とか教えるということは、相手がちゃんと納得する説明ですよ。安くなるという説明、何ですか。では、何で不動産鑑定士を頼んだのですかという話になるのです。今ちょっと見た、ここにはない。ないですよ、実際には。補正の中にはないからあれですけれども、普通にこれから進んでいく中で、やりました、やりましたと、自分で悪いと思って謝らないような行政は要らないのですよ、実際。そのことによって、議員も町長も要らない、町も要らないと、今あるお金を全部町民に分配してくれみたいな話まで僕ら聞いているわけです。

例えば、では何で不動産、最後だから聞きますけれども、不動産鑑定士を頼む必要がなかったとい

うことをさっき言っているのですよ。その委員会で全部示すのだったら。今それで課長の説明も、震災前より安くなるという説明は、ちょっと中途半端ではないですか。では何で不動産鑑定士を頼んだのですかとなるではないですか。答弁がこんなにあやふやで、わけのわからない答弁だと、していただくことないし、その事業をする必要がなくなってくるのではないですか。それで押し切っていくような行政であるのだったら、要らないと思いますよ、副町長。町民あつての双葉町ですよ。

あの保険、今、不動産取引、昔、保険でちょっと、まずいことは小さい字で書いてあって、読みましたよねという話であれですけれども、今はみんなチェックリストがあるわけです。こういう事項に対して説明しましたか、こういう事項に対して説明しましたか。ほかの地域では、そういう原子力事故での影響なんていうのはないわけです。なくて、私たちの地域は特別なわけです。その中で、そこを不動産鑑定士が言ってきた中で、それを説明しなかったのは、町としては重大ですよ。重大な汚点ですよ。だけれども、逆に言えば、それを、ではお金で何ともできないというのだったら、こういう事故もありましたと謝りに行くぐらいの誠意がないのですかと。自分たちのやっている仕事が多にすばらしいのですかと。間違い探しされるようになるのですよ。

実際こういう財産にかかわることでの、これは大きなミスになってくると思うのですよ、実際は。それに対して自分たちの見解で、では全部説明しました、23年11月より安くなります、何しますと。それって、普通説明されている地権者は納得しますか。自分だったら納得できるのですか。今言った方々のうちとか、そういうのを、ではそういう買い取り方されても文句言わないのですか。僕たちは、そういうふう被害を受けている僕たちがそういうふうやられたので、ではあなたたち、ちゃんとそういう答弁したのだから、あなたたちもやられても文句ないのですかとなってしまわないのですか。自分たちの財産でかかわることを、ちゃんとした説明もしないで、そういう開き直るような答弁であれば、僕は納得できません。

今後、きょうの補正にはなかったですけども、鑑定士使う分はもう使わないでください、無駄になるので。そういうことで、ちゃんと、今後ありますので、ぜひちゃんと答弁してください。もう不動産鑑定士を使うか使わないかまでの話がありますから。答弁、よろしくお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 菅野議員の再々質問にお答えいたします。

不動産鑑定士の今後の対応についての説明を副町長にさせます。

○議長（佐々木清一君） 副町長、金田勇君。

○副町長（金田 勇君） 菅野議員のご質問に対しご説明申し上げます。

町といたしましては、町が取得する用地につきまして、公正かつ適切にこの用地の価格を審議するために、町としても価格審査委員会を設置しております。その中で、議員ご指摘のとおり、まずは不動産鑑定士、こちらにおいて、さまざまな補正係数、その中には先ほどのご指摘のような補正率も入ってまいります。そういったのをもとに算出された不動産鑑定評価書も一つでございまして。さらには

固定資産評価額などをもとに、さらにはこれまでに既に実施している他の公共事業の価格等も適宜比較検討を行った上で適正価格を審議し、価格を決定しております。その決定した価格を町民の方に丁寧にご説明している、そのように我々を行っているということでございます。

○議長（佐々木清一君） 第2款総務費、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款民生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

4番、高萩文孝君。

○4番（高萩文孝君） 13ページなのですが、農業振興費、営農再開ビジョン策定業務委託料、これは担当課からいろいろ細かく説明をいただきました。これからやっぱり双葉町、その農業の再生が最重要課題だと思います。結構何か話を聞くと、環境省の扱いが他町に比べて大分変わってきていると、そういうのもあるみたいなので、ちょっと担当課だけでは対応は難しいのではないかなと思っておりますので、町長みずから環境省にそういう交渉をきちんとしていただいて、やっぱり双葉の今の状況をよく考えて対応していただくような働きかけを随時していただきたいと思いますが、その辺、町長のご答弁をお願いします。

○議長（佐々木清一君） 町長、伊澤史朗君。

○町長（伊澤史朗君） 高萩議員のご質問にお答えいたします。

今後、営農再開に当たっては、農地の除染、そして基盤整備なども含めていろいろと対応していかなくてはならないということは私なりに自覚しているつもりですし、当然除染は徹底的にやってもらわなければ、人の口に入るものですから大変なことになってしまうと、そういったことを、またそれだけではなく、特定復興再生拠点外の農地の対応ということも、環境省、農水省には今後ともいろいろな町の不利益にならないように交渉していきたいと、そういうふうに思っています。

○議長（佐々木清一君） ほかにありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第9款消防費。質問ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第10款教育費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款災害復旧費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款公債費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第14款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第61号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

◎議案第62号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第5、議案第62号 平成30年度双葉町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。
直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。
第6款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款繰越金。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第7款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第62号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

◎議案第63号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第6、議案第63号 平成30年度双葉町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第63号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

◎議案第64号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第7、議案第64号 平成30年度双葉町工業団地造成事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第64号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

◎議案第65号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第8、議案第65号 平成30年度双葉町介護保険特別会計補正予算(第1号)を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第65号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

◎議案第66号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第9、議案第66号 平成30年度双葉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は説明書により、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第66号について原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

◎議案第67号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第10、議案第67号 平成29年度双葉町一般会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。8ページ、歳入から行います。

第1款町税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款地方譲与税。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款利子割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款配当割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款株式等譲渡所得割交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款地方消費税交付金。

(「なし」と言う人あり)

- 議長（佐々木清一君） 第7款自動車取得税交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款地方特例交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款地方交付税。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款交通安全対策特別交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款分担金及び負担金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第12款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第13款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 15ページになります。第14款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 19ページ、第15款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第16款寄附金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第17款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第18款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第19款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 25ページから、歳出に入ります。
第1款議会費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 47ページ、第3款民生費。
（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款衛生費、57ページになります。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 61ページ、第5款労働費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第6款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 64ページになります。第7款商工費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第8款土木費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 68ページ、第9款消防費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第10款教育費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 79ページになります。第11款災害復旧費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第12款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第13款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第14款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君）

○議長（佐々木清一君） 7番、岩本久人議員にでございますが……

○7番(岩本久人君) _____ ……

○議長(佐々木清一君) 29年度の事項別の中の質疑を許可いたしました。が、今年度分の今後の見通しについての質疑は許可いたしていません。ですから、あくまでも事項別明細書の29年度の決算の中の総括的な質問を許可したということで捉えてください。ですから、そこは……

○7番(岩本久人君) _____ ……

○議長(佐々木清一君) ちょっと待ってください。

それ以外で、今年度分についての質疑は許可できません。ですから今、29年度分の事項別明細書の決算の中での質疑なら許可いたします。総括的に。ただ、今議員は30年度、今年度分の予想をただしておりますので、そこは取り消してください。

(「議長、ちょっといいですか」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) _____

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本議員、そこはだめですと私のほうで言っていますので、それはあなたの一般質問でやる分にはいいですけども、この決算の中の、29年度の決算の中でやっていますので、これに対する全体的な質疑を許可しているということですから。

(「議長、休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 休議します。

休憩 午前 9時58分

再開 午前 9時59分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎発言の取り消し

○議長(佐々木清一君) 7番、岩本久人君。

○7番(岩本久人君) _____

(「休議」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) ちょっと休議します。

休憩 午前10時00分

再開 午前10時03分

○議長（佐々木清一君） 会議に戻します。

7番、岩本久人君。

○7番（岩本久人君） ただいまの私の質問に対して、全て取り消しをさせていただきます。

○議長（佐々木清一君） 岩本議員のほうから今、先ほどの質問について取り消しの申し入れがありましたので、議長として許可いたします。よろしいですね。

（「はい」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） はい。

○議長（佐々木清一君） それでは、そのほかありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第67号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第67号は認定することに決定いたしました。

◎議案第68号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第11、議案第68号 平成29年度双葉町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款国民健康保険税。

（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款県支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款療養給付費交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款前期高齢者交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第7款共同事業交付金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款財産収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款繰入金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款繰越金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款諸収入。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 11ページ、歳出に入ります。
第1款総務費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第2款保険給付費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第3款後期高齢者支援金等、14ページです。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第4款前期高齢者納付金等。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第5款老人保健拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第6款介護納付金。
（「なし」と言う人あり）

- 議長（佐々木清一君） 第7款共同事業拠出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第8款保健事業費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第9款基金積立金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第10款諸支出金。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 第11款予備費。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。
これで質疑を終わります。
これから討論を行います。討論ありませんか。
（「なし」と言う人あり）
- 議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。
これで討論を終わります。
これより採決をいたします。
この採決は起立によって行います。
お諮りします。議案第68号について認定することに賛成の方は起立願います。
（起立全員）
- 議長（佐々木清一君） 起立全員です。
よって、議案第68号は認定することに決定しました。

◎議案第69号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木清一君） 日程第12、議案第69号 平成29年度双葉町公有林整備事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款農林水産業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款公債費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第69号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第69号は認定することに決定いたしました。

◎議案第70号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第13、議案第70号 平成29年度双葉町公共下水道事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款分担金及び負担金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 5ページ、歳出に入ります。

第1款公共下水道事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款公債費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第70号について認定することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第70号は認定することに決定しました。

◎議案第71号の質疑、討論、採決

○議長(佐々木清一君) 日程第14、議案第71号 平成29年度双葉町工業団地造成事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款使用料及び手数料。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 第2款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 4ページ、歳出に入ります。

第1款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第71号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第71号は認定することに決定しました。

◎議案第72号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第15、議案第72号 平成29年度双葉町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。5ページ、歳入から行います。

第1款保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款国庫支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款支払基金交付金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款県支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款財産収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款寄附金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第8款繰入金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第9款繰越金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第10款諸収入。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 10ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第2款保険給付費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第3款財政安定化基金拠出金、13ページになります。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第4款地域支援事業費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第5款基金積立金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第6款諸支出金。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 第7款予備費。

(「なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

(「なし」と言う人あり)

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第72号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第72号は認定することに決定しました。

◎議案第73号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第16、議案第73号 平成29年度双葉町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑は、事項別明細書で款ごとに行っていきます。3ページ、歳入から行います。

第1款後期高齢者医療保険料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款使用料及び手数料。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款繰入金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款繰越金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款諸収入。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 5ページ、歳出に入ります。

第1款総務費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第2款後期高齢者医療広域連合納付金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第3款保健事業費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第4款諸支出金。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 第5款予備費。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 以上で事項別明細書による質疑を終わりたいと思いますが、総括的な質疑を許可いたします。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第73号について認定することに賛成の方は起立願います。

（起立全員）

○議長（佐々木清一君） 起立全員です。

よって、議案第73号は認定することに決定しました。

◎議案第74号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木清一君） 日程第17、議案第74号 双葉町教育委員会委員の任命についてを議題とします。

直ちに質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と言う人あり）

○議長（佐々木清一君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

この採決は起立によって行います。

お諮りします。議案第74号について同意することに賛成の方は起立願います。

(起立全員)

○議長(佐々木清一君) 起立全員です。

よって、議案第74号は同意することに決定しました。

ここで暫時休議します。

休憩 午前10時18分

再開 午前10時21分

○議長(佐々木清一君) 会議に戻します。

◎議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長(佐々木清一君) 日程第18、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によってお手元に配付しましたとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎議員派遣の件

○議長(佐々木清一君) 日程第19、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。お手元に配付しましたとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、議員を派遣することに決定いたしました。

お諮りします。ただいま議決されました議員派遣の件について、派遣事項の変更等については議長に委任されたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う人あり)

○議長(佐々木清一君) 異議なしと認めます。

よって、派遣事項の変更等は議長に委任することに決定しました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木清一君） 以上をもちまして、本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

これで平成30年第3回双葉町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(午前10時22分)

地方自治法第123条の規定によりここに署名する。

議 長 佐々木 清 一

署名議員 清 川 泰 弘

署名議員 岩 本 久 人